

# 熊野町災害復興計画

令和元年 9 月



## はじめに

平成30年7月豪雨により、町内で12名の尊い命が犠牲となりました。

改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、災害発生直後から、自衛隊、警察、消防をはじめ、国や県、他の自治体などの関係機関、地域の皆様など、多くの方々のご協力をいただきました。加えて、ボランティア活動や支援金、救援物資の提供など全国各地からご支援をいただきました。改めて、心から感謝申し上げます。

本町では、この豪雨により、町内各地で土石流や崖崩れ、河川の氾濫が発生し、住宅や道路、農地など非常に多くの被害が発生するとともに、広島市、呉市、東広島市など周辺市町につながる道路が全て通行止めとなり、一時孤立した状態となりました。また、広島市と呉市を結ぶ広島呉道路（クレアライン）の通行止めやJR呉線の運休により、広島熊野道路（熊野トンネル）から県道呉平谷線では、大渋滞が発生し、通勤、通学、物流に支障をきたし、町内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどに商品が届きにくくなるなど、しばらくの間、日常生活への影響も生じました。

この災害復興計画は、今回の経験を教訓とし、災害に強いまちとしての本町の将来像を見据え、更なる町の発展を目指して策定するものです。

町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住みたいと思える町への復興に向け、「住まい・生活の再建」、「安全なまちへの復旧・復興」、「災害対応力の強化」、「交流・関係・定住人口の増加」の4つを基本方針として掲げています。

現在、町内では、砂防堰堤の建設や河川護岸の復旧等ハード面の対策工事も着実に進んでいますが、生活再建への道のりは未だ道半ばです。

被災された皆様の住まいと生活の再建やこころのケア、各種インフラや公共施設における安全性の確保など、課題は多くありますが、各関係機関と連携し、災害からの一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

熊野町長 三村 裕史

## 《目 次》

<b>I 計画の目的と構成</b> .....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の対象範囲.....	1
4. 計画期間.....	1
5. 計画の構成.....	2
<b>II 平成 30 年 7 月豪雨の被災状況</b> .....	3
1. 平成 30 年 7 月豪雨の概要.....	3
2. 被害の概要.....	4
(1) 人的被害.....	4
(2) 建物の被害.....	5
(3) 各種インフラ・公共施設の被害.....	6
(4) 農林業施設の被害.....	7
3. 災害対応の状況.....	8
(1) 避難情報等の伝達状況.....	8
(2) 避難所・避難者数.....	9
(3) 救助・捜索活動の状況.....	11
(4) 職員体制.....	12
4. 平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に関するアンケート調査結果.....	13
(1) 調査の目的・方法と回収結果.....	13
(2) 調査結果.....	13
5. 平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果.....	19
<b>III 上位関連計画の概要</b> .....	21
1. 第 5 次熊野町総合計画.....	21
(1) 計画の目標.....	21
(2) 熊野町の課題.....	22
(3) 災害に関する方針.....	22
2. 熊野町人口ビジョン及び熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	23
3. 熊野町都市計画マスタープラン.....	24
(1) 都市計画マスタープランの位置づけ.....	24
(2) 将来都市像とまちづくりの基本的方向.....	24
(3) 将来の都市構造.....	25
(4) 防災・復興関連の方針・施策.....	25
4. 熊野町地域防災計画.....	26
(1) 地域防災計画の目的.....	26
(2) 災害予防計画.....	26
(3) 災害応急対策計画.....	28
(4) 災害復旧計画.....	29

<b>IV 被災前からの現状と復興の課題</b>	<b>30</b>
1. 統計データから見た現状と課題	30
(1) 人口・世帯数	30
(2) 就業者数	31
(3) 商業	33
(4) 道路	34
(5) 災害危険箇所	35
(6) 避難所	36
2. 熊野町の復興に向けた課題の整理	37
<b>V 災害復興計画の理念・基本方針</b>	<b>38</b>
1. 計画の理念（将来像）	38
2. 計画の基本方針（施策の体系）	38
<b>VI 基本方針別の実施計画</b>	<b>40</b>
1. 住まい・生活の再建	40
(1) 被災者の住まい・生活再建支援	40
(2) ころや健康の支援	41
2. 安全なまちへの復旧・復興	44
(1) インフラの復旧・復興、強靱化	44
(2) 公共施設の復旧・復興	45
3. 災害対応力の強化	47
(1) 防災拠点の整備	47
(2) 避難環境の充実	47
(3) 災害に備える取り組みの推進	48
(4) 危機管理体制の見直し・強化	49
(5) 速やかな避難支援の取り組み	49
4. 定住・交流・関係人口の増加	53
(1) 定住人口の増加	53
(2) 交流・関係人口の増加	53
<b>VII 計画の推進</b>	<b>55</b>



# I 計画の目的と構成

## 1. 計画の目的

熊野町災害復興計画は、平成30年7月豪雨で経験して得た教訓を生かし、本町の将来像を見据え、単に元の姿に戻すだけではなく、さらなる町の発展を目指し、町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える未来へつながる復興に向けた指針として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、本町行政の基本的な指針である「第5次熊野町総合計画」(平成23(2011)年3月)及びまちづくりの基本的な方針である「熊野町都市計画マスタープラン」(平成24(2012)年4月)を踏まえ、平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関する計画として位置づけます。

第5次熊野町総合計画、都市計画マスタープランは、ともに令和2(2020)年度に最終年度を迎えることから、それぞれの次期計画に、本計画の基本方針や施策を反映することで、復旧・復興を着実に進めていきます。

なお、平成30年7月豪雨は、特定非常災害に指定されていますが、特定大規模災害には指定されていないため、大規模災害からの復興に関する法律に位置づけられる復興計画ではなく、任意の復興計画として策定します。

## 3. 計画の対象範囲








対象範囲は、平成30年7月豪雨による災害(以下、「本災害」という。)が、町全域に及んでいることから、町全体とします。

## 4. 計画期間

計画期間は、復旧事業の完了と、基礎的な復興のための事業実施の期間として令和元年度から令和5年度までの「5年間」とします。

また、発災後の対応施策を今後の教訓として系統的に示すため、平成30年度に行った応急対策についても併せて記載します。

表 計画期間

年度	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
復興計画	応急対策 			復興計画 		
総合計画	第5次総合計画 			次期計画に反映 	次期総合計画 	
都市計画 マスタープラン	現行都市計画マスタープラン 			次期都市計画マスタープラン 		

## 5. 計画の構成

本計画は、平成30年7月豪雨の被災状況、総合計画等の本町の将来に関する諸計画と本町の現状等を踏まえた上で、復興の取り組みについての目標となる「理念」と、復旧・復興のための具体的な実施事業を提示する「実施計画」で構成しています。

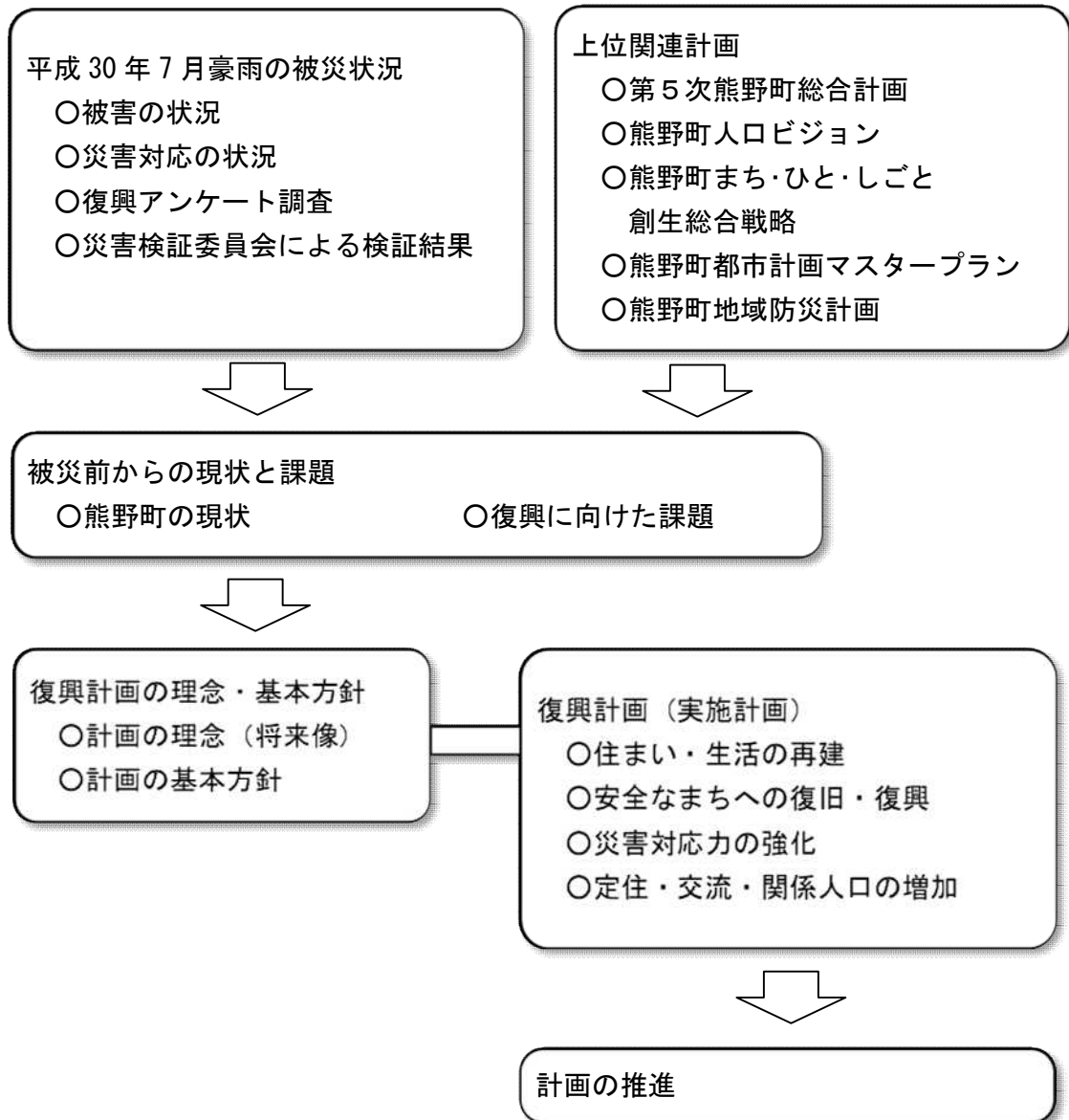


図 計画の構成



## 2. 被害の概要

### (1) 人的被害

人的被害は、死者 12 人に及びました。その全員が川角五丁目の大原ハイツ南側の三石山山頂付近から発生した土石流によるもので、その他に重傷者 10 人となっています。

表 人的被害（令和元年 7 月 1 日現在）

	人的被害
死者数	12 人
安否不明者	0 人
重傷者	10 人

(資料：熊野町資料)



(資料：「平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果報告書」)

写真 7 月 7 日から 16 日までの 10 日間続いた大原ハイツでの捜索活動

## (2) 建物の被害

建物被害は、全壊が 27 棟、大規模半壊が 9 棟、半壊が 13 棟、床上浸水が 35 棟、床下浸水が 49 棟、一部損壊が 30 棟で、合計で 163 棟となっています。

表 被害棟数（令和元年 7 月 1 日現在）

	熊野町		
	大原ハイツ	その他	
全壊	27 棟	17 棟	10 棟
大規模半壊	9 棟	4 棟	5 棟
半壊	13 棟	2 棟	11 棟
床上浸水	35 棟	0 棟	35 棟
床下浸水	49 棟	0 棟	49 棟
一部損壊	30 棟	15 棟	15 棟
計	163 棟	38 棟	125 棟

（資料：熊野町資料）



写真 大原ハイツの土石流現場

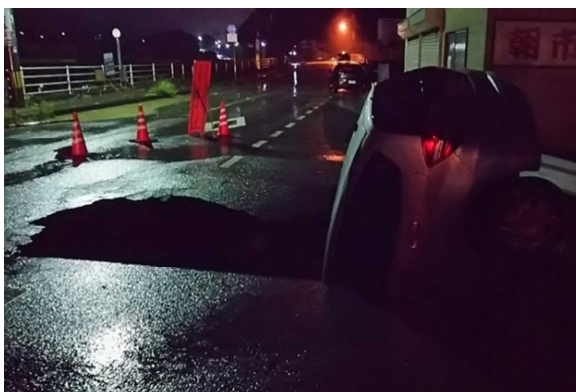


写真 県道の陥没箇所(新宮地区)



写真 三谷川の決壊箇所(初神地区)

（資料：「平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果報告書」）

### (3) 各種インフラ・公共施設の被害

主なインフラ被害は、道路 69 箇所、河川 35 箇所、農林業施設 74 箇所、上下水道 8 箇所となっています。道路の被害により周辺幹線道路網が寸断され、車両が町内に集中したため、今までに経験したことのない慢性的な渋滞が発生し、災害支援や物流に支障をきたしました。

また、本町の観光資源である筆の里工房も、土石流により駐車場に土砂・流木が堆積し、1 週間休館を余儀なくされました。

表 インフラ被害の状況（平成 31 年 3 月 1 日現在）

被害箇所	箇所数	備考
道路	69 箇所	法面崩壊、舗装破損など
河川	35 箇所	護岸崩壊、決壊、越水など
農林業施設	74 箇所	土砂の流入、損壊など
上下水道	8 箇所	送配水管、給水管破損、圧送管

（資料：熊野町資料）

表 ライフラインの被害状況

区分	被害状況
電気	大原ハイツ 113 戸停電（8 月 9 日復旧） 他地区の状況 9 地区 2,005 世帯（7 月 12 日までには復旧）
電話	大原ハイツ 113 戸断線（8 月中旬以降復旧）
水道	大原ハイツ 113 戸使用不可（8 月 9 日復旧）
路線バス	広島電鉄 広島～熊野線（矢野峠経由）不通（8 月 31 日運行再開） 広島～熊野線（広島熊野道路経由）、熊野営業所～矢野駅線、 熊野営業所～阿戸線が渋滞により遅延 芸陽バス 阿戸線（瀬野駅～海上側）不通（9 月 10 日運行再開）
広島熊野道路	7 月 6 日 20 時から通行止め（7 日 11 時再開） 7 月 10 日～9 月 8 日まで無料開放 7 月 12 日～9 月 8 日まで原付通行可の特例措置

（資料：熊野町資料）



(資料：「平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果報告書」)

図 被害の状況

#### (4) 農林業施設の被害

農林業施設では、ため池、水路、農道、林道等の 74 箇所被害があり、農業や日常生活に支障をきたしました。

表 農林業施設の被害

区分	被害内容
ため池	呉地大池、狐池、飛子上池 等 10 箇所 (土砂堆積)
水路	土砂堆積、水路決壊等 3 箇所
農地	土砂堆積等 53 箇所
林道	串掛、ハグイ原、千ヶ峠林道等 5 箇所
その他	頭首工、揚水機等 3 箇所
合計	74 箇所

(資料：熊野町資料)

### 3. 災害対応の状況

#### (1) 避難情報等の伝達状況

本町では7月6日5時40分の大雨警報の発表後、9時30分に自主避難所3箇所を開設し、同時刻に防災行政無線で周知しました。

18時10分に土砂災害警戒情報、同36分に洪水警報、19時40分に大雨特別警報(土砂災害、浸水害)が発表されました。

避難情報としては、17時に避難準備・高齢者等避難開始、19時に避難勧告、19時40分に避難指示を発令しました。これらも、防災行政無線や緊急速報メール等で周知しましたが、避難指示の発令時には、緊急速報メールの送信に遅れが生じました。

表 警報発令・情報伝達・避難所開設の経緯

日時	警報	避難情報	避難所	防災行政無線	備考
7月5日 0:00					降り始め
9:00					
12:00	38 大雨注意報発表				降雨第1ピーク15mm
16:00					
7月6日 0:00					
5:00	40 大雨(土砂災害)警報発表				降雨第2ピーク11mm
7:00					45 第1回大雨災害対策準備会議
8:00					
9:00			30 自主避難所開設(町公、くまの・みらい、東部地域)	30 自主避難呼びかけ放送	
10:00	6 洪水注意報発表				0 第2回大雨災害対策準備会議
13:00					0 第3回大雨災害対策準備会議
16:00					
17:00		0 避難準備・高齢者等避難開始発令	0 自主避難所を避難所に移行	0 避難準備・高齢者等避難開始発令放送 55 避難準備(再放送)	
18:00	10 土砂災害警戒情報発表 36 洪水警報発表				30 災害対策本部設置
19:00		0 避難勧告発令	00 避難所増設(町民体育館、第三小、西部地域、熊中、ふれあい館、第一小) 05 避難所増設(第四小)	02 避難勧告発令放送 20 串岑林道通行止め	
	40 大雨(土砂災害、浸水害)特別警報発表	40 避難指示発令		55 避難指示発令放送	
20:00					降雨最大ピーク54mm 大原ハイツ発災推定
21:00				0 北部農道通行止め	
7月7日 0:00				25 避難指示(再放送)	
5:00					降雨第4ピーク37mm
7:00					0 第4回災害対策本部会議
10:00	50 特別警報から大雨警報に				
15:00	35 洪水警報解除				
22:00	59 洪水注意報発表				降雨第5ピーク14mm
7月8日 0:00					
1:00			避難所閉鎖(第三小、西部地域、第四小、熊中、ふれあい館、第一小)		
9:00	23 洪水注意報解除				
19:00					30 第5回災害対策本部会議
7月9日 0:00					
4:00	23 大雨注意報発表				
10:00	6 大雨注意報解除				
7月11日 9:00					0 第8回災害対策本部会議
10:00		0 避難指示区域の一部解除			
8月12日 0:00		0 大原ハイツブルーゾーン避難指示解除			
		0 避難指示区域全部解除 大原ハイツレッドゾーン避難指示解除			
10月10日 0:00					

- : 洪水警報
- : 洪水注意報
- : 大雨特別警報
- : 大雨警報
- : 大雨注意報

(資料：熊野町資料)

## (2) 避難所・避難者数

7月6日9時30分に自主避難所3箇所（町民会館、くまの・みらい交流館、熊野町東部地域健康センター）を開設しました。17時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、自主避難所3箇所を避難所に移行しました。避難勧告が発令された7月6日19時には7箇所の避難所（熊野第一小学校体育館、熊野第三小学校体育館、熊野第四小学校体育館、熊野中学校体育館、熊野町民体育館、熊野町中央ふれあい館、熊野町西部地域健康センター、）を設置し、合計10箇所となりました。

避難勧告が発令された19時頃から22時頃にかけて避難所への入所が増え続け、翌日5時30分頃には入所者数1,053人に達しました。

7月8日には避難所は4箇所に縮小され、9月6日に全避難所を閉鎖しました。

また、被災直後は、避難所にペット同伴で避難した世帯と、他の世帯とが混在し、アレルギーや糞尿等への苦情が出たため避難所の部屋を分離して対応しました。

町民体育館は、空調設備が整備されていなかったため、避難者の身体的負担も大きくなり、被災後、7月12日に国のプッシュ型支援により、エアコンを設置して対応しました。

### 【大原ハイツについて】

本町の主要（幹線）道路までの接続道路が1本しかない大原ハイツでは、7月6日20時頃に発生した第一波の土石流の土砂がその道路に流れ込み住民が避難することができなくなり、その後、住宅にまで及ぶ大規模な第二波の土石流が発生しました。19時には当該団地の最寄りの指定避難所である熊野第四小学校体育館等の避難所が開設されていましたが、道路閉塞等の結果、指定避難所に行くこともできず孤立し、救急・救助活動も難航しました。

表 避難所、避難者数

日付	時間	状況	
7月6日	9:30	自主避難所開設	3箇所
	17:00	避難所に移行	3箇所
	19:00	避難所開設	10箇所
7月7日	5:30	避難者数（最大）	1,053人
7月8日		避難所縮小	4箇所
9月6日	20:00	全避難所閉鎖	

(資料：熊野町資料)



### (3) 救助・捜索活動の状況

7月7日から16日にかけて、自衛隊や警察、消防をはじめとする延べ2,820人が救助・捜索活動に参加しました。

表 救助・捜索活動の参加人数

種別	人数(人)
自衛隊	401
警察	1,165
消防	998
消防団	111
建設業者	82
町職員	54
その他	9
計	2,820

(資料：熊野町資料)

#### (4) 職員体制

地域防災計画には、基準に基づき、災害対策本部が設置される場合の災害対策本部の体制と配備・動員等が示されています。

本災害時にはこれに基づき 146 人の体制が敷かれました。

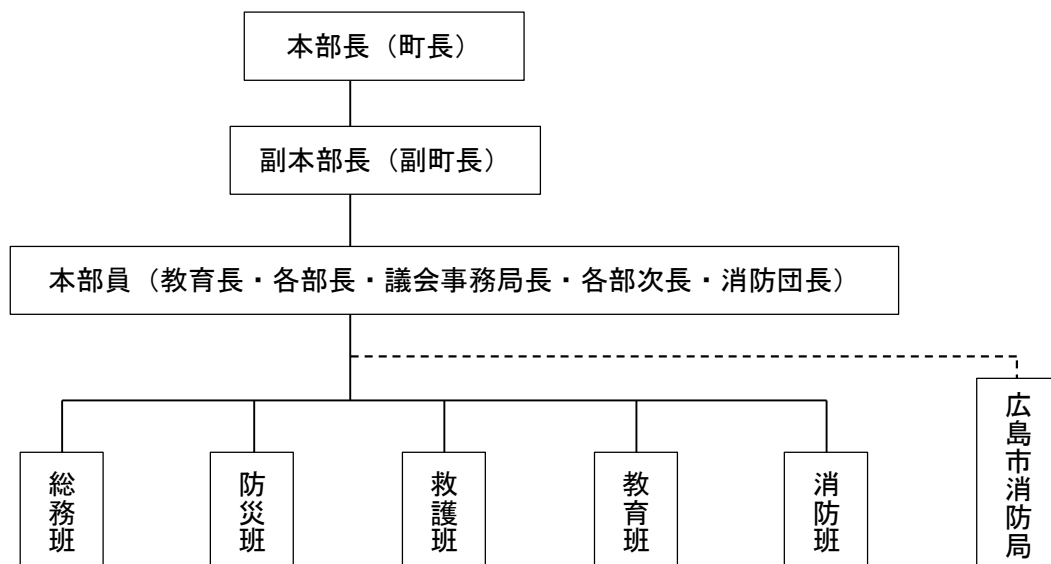


図 災害対策本部 (資料：熊野町地域防災計画)

表 本災害時の災害対策本部の体制

担当班		役割	人数
本部		・ 災害対策の基本事項の協議	11
総務班	防災担当	・ 本部事務、災害情報の集約・判断	4
		・ 災害情報の情報伝達及び気象情報の受理・伝達 ・ 防災組織との連絡 ・ 防災班への支持	14
	物資調達係	・ 防災資機材の調達及び現場出向者（数）の管理	9
防災班		・ 河川の増水による推移移動の監視 ・ 危険箇所の巡視警戒 ・ 災害現場の調査及び関係期間への報告 ・ 溜池等の調査、点検及び排水管理 ・ 災害発生予防の応急措置 ・ 災害拡大防止の緊急措置	30
救護班		・ 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の開設、運営	78
教育班		・ 教育関係施設との連絡調整（必要に応じて編成）	0
消防班		・ 消防活動、避難誘導（消防団）	-
計			146

(資料：熊野町災害対策本部資料)

## 4. 平成30年7月豪雨災害からの復興に関するアンケート調査結果

### (1) 調査の目的・方法と回収結果

被災後、本町では、行政と町民・地域が意識を共有し、早期の復興と地域の将来を見定めた安全・安心で活力あるまちづくりを推進する方向性を示す本計画（熊野町復興計画）を策定する際の参考とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

表 調査方法・回収結果

対象者	配布数 1,094 名 (内訳)・18歳以上の町民：987名（平成30年12月31日時点） ・被災前の大原ハイツ居住者：107名
調査方法	郵送により調査票を配布・回収
調査期間	平成31年1月22日～平成31年2月5日（15日間）
回収結果	494名（回収率45.2%）

### (2) 調査結果

#### 1) 日頃の防災対応・防災意識について

問 豪雨災害前に自宅が①～④の土砂災害警戒区域等に含まれているか、知っていましたか。(①～④それぞれ1つに○)

土砂災害警戒区域等のいずれの項目も“知っていた”（含まれていることを知っていた、含まれていないことを知っていた）とした人の約40%に対して、“知らなかった”（含まれていることを知らなかった、含まれていないことを知らなかった、含まれているかどうかわからなかった）とした人が約60%を占めており、警戒区域等の認知を高めるための方策が必要と考えられます。

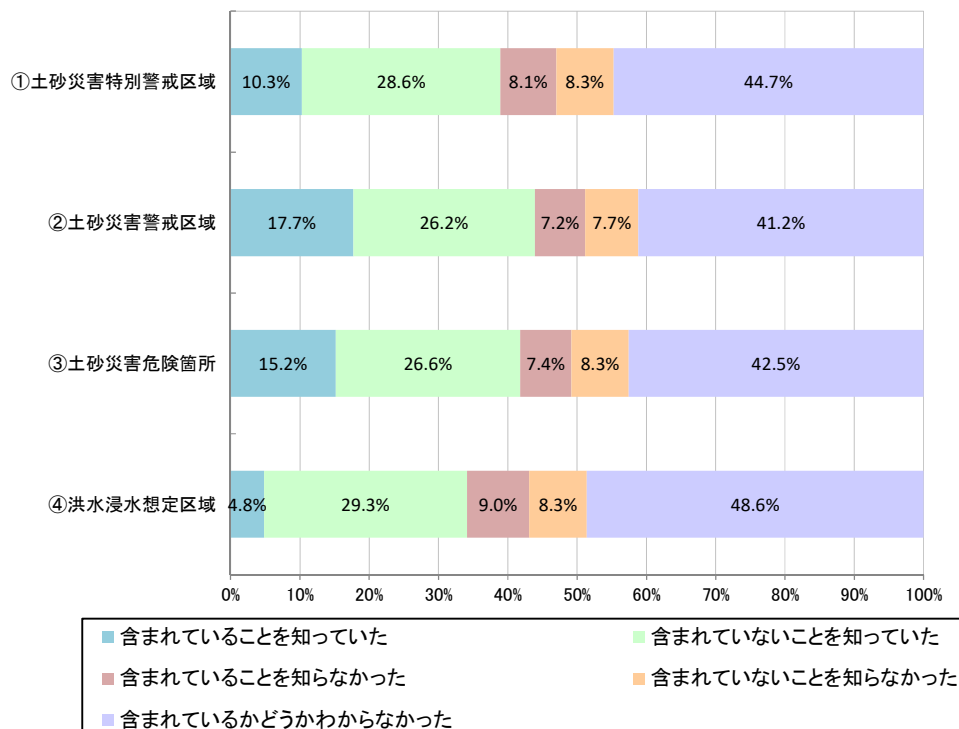


図 災害警戒区域等の認知度

問 今後、防災について日頃からどのような知識や情報を得たいとお考えですか。  
(あてはまるもの全てに○)

回答者が防災について日頃から得たい知識や情報は、「1. 地域の危険箇所」が55.5%で最も多く、次いで「7. 災害緊急時の対応の仕方」が47.0%、「5. 家庭や地域でできる災害への備え」が41.1%、「2. 避難所、避難ルート」が40.3%となっています。

これらの災害情報はハザードマップやホームページに掲載しているにも関わらず、情報として求められていることから、町民の目に触れやすいような情報伝達方法の工夫等が必要と考えられます。

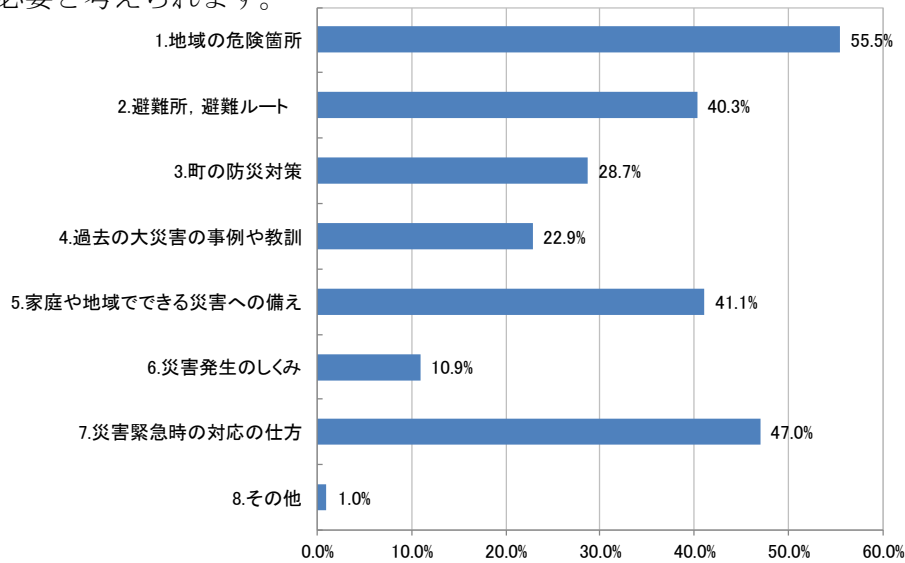


図 日頃得たい防災知識・情報

## 2) 平成30年7月豪雨時の避難状況について

問 町は避難について次のような情報を発令しましたが、それを知ることができましたか。(A・B・Cの、それぞれにお答えください)

A. 避難準備情報、B. 避難勧告、C. 避難指示(緊急)のいずれも、85%程度の人が情報の発令を知ることができていますが、残る15%程度の知ることができなかった人への対応が必要となります。

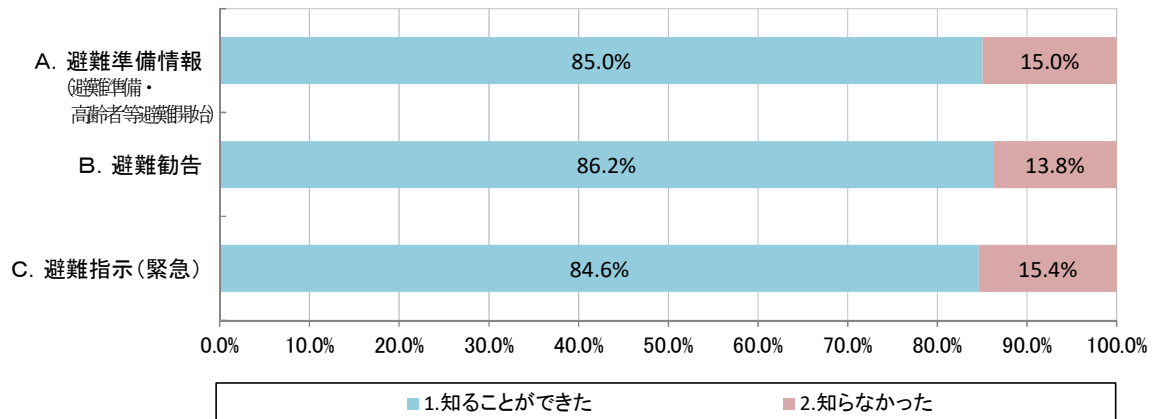


図 避難情報発令の認知度

問 避難情報発令をどのような方法で知りましたか ア～ケのうち、あてはまるもの全てに○をつけてください。

各情報の発令を知った方法としては、「オ. 携帯電話・スマートフォン」が約70%、「ア. テレビ・ラジオ」が約40%、「キ. 防災行政無線」が約20%となっており、災害時の情報伝達手段として携帯電話やスマートフォンに直接届く緊急速報メールや、テレビを経由した情報伝達システムが早期の伝達に有効と考えられます。

防災行政無線は、降雨時の室内では聞こえにくい状況が発生していたと思われ、スピーカーの配置見直しや戸別受信機の普及対策が必要と考えられます。

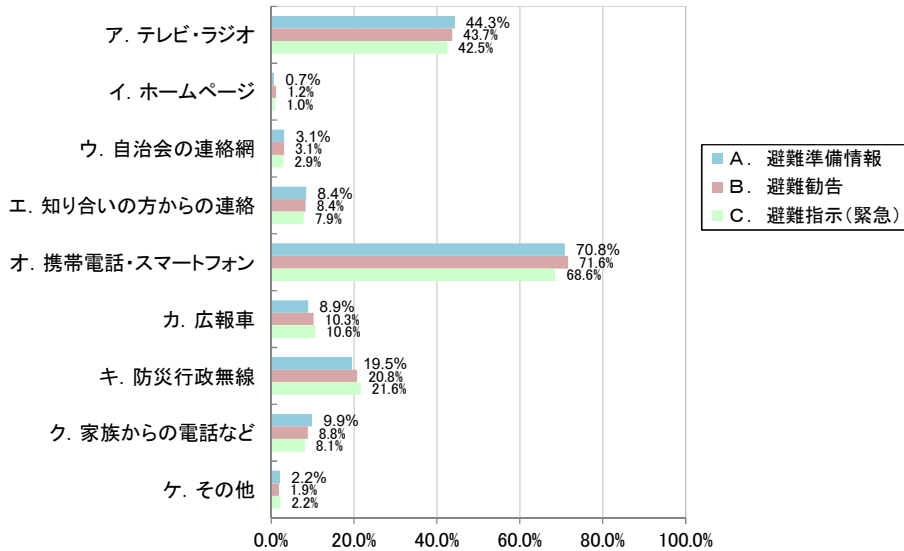


図 避難情報発令を知った方法

問 避難した理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)



問 町からの避難の発令で避難した人は、どの時点で避難しましたか。(1つに○)

避難をした理由は、「1. 自身で周辺の状況等を確認して危険と思ったから」が76.7%と最も高く、続いて「2. 町からの避難の発令があったから」が36.7%となっています。また、町からの避難の発令で避難した人のうち、「ウ. 避難指示」の時点での避難が半数近く、多くの人が危険な状況になってから避難したことがうかがえます。

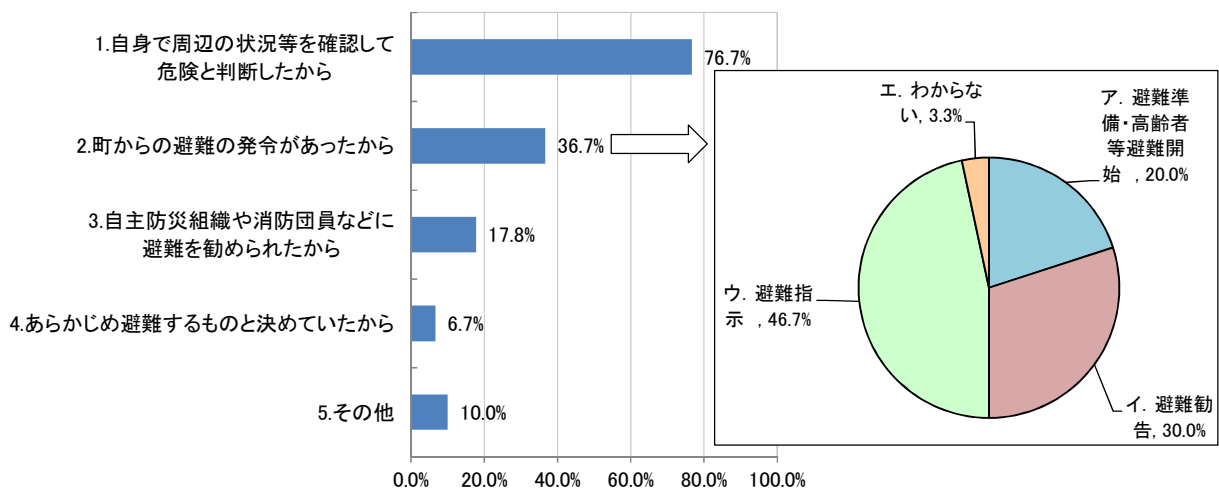


図 避難理由と避難時点

### 3) 熊野町の今後のまちづくり、復興まちづくりについて

問 熊野町の魅力だと思うこと、誇りに思うことは何ですか。(〇は3つまで)

熊野町の魅力や誇りに思うことは、「6.熊野筆のブランド力」が55.6%と最も多く、次いで「1.自然環境や温暖な気候」が42.9%、「7.広島市に近い立地」が32.7%となっています。これらを活かして復興に繋げていけるよう、安全安心なまちづくりを進めていくことが求められます。

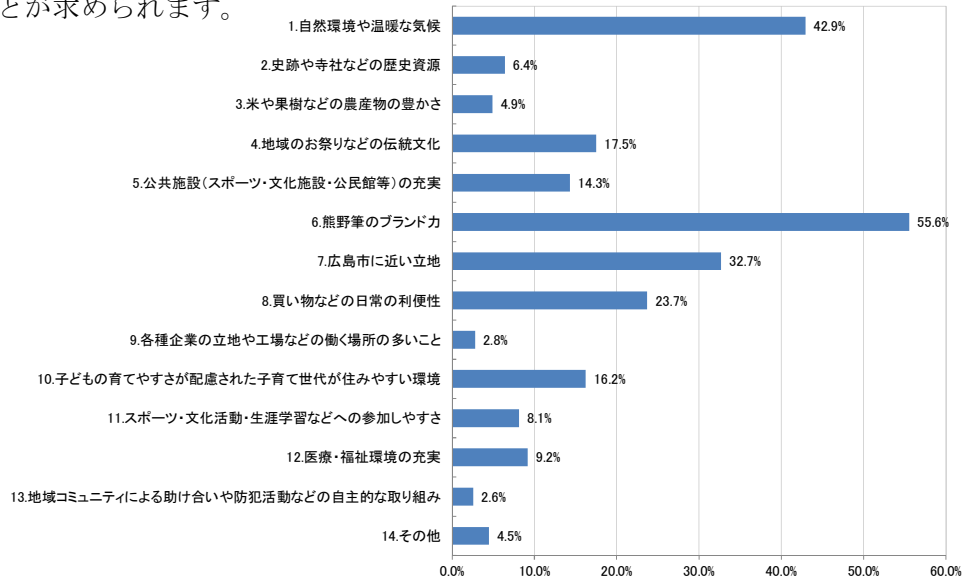


図 熊野町の魅力と誇り

問 これからの熊野町の将来を見据えた復興を目指すまちづくりを進めていく上で、重視すべきことは何ですか。(〇は3つまで)

復興を目指すまちづくりを進めていく上で、重視すべきことは、「5.町民の移動を支える公共交通機関の充実」が52.1%と最も多く、次いで「1.自然災害への対応力の充実」が44.6%、「7.医療・社会福祉環境の充実」が38.7%、「6.道路や水路などの社会基盤の充実」29.7%となっています。

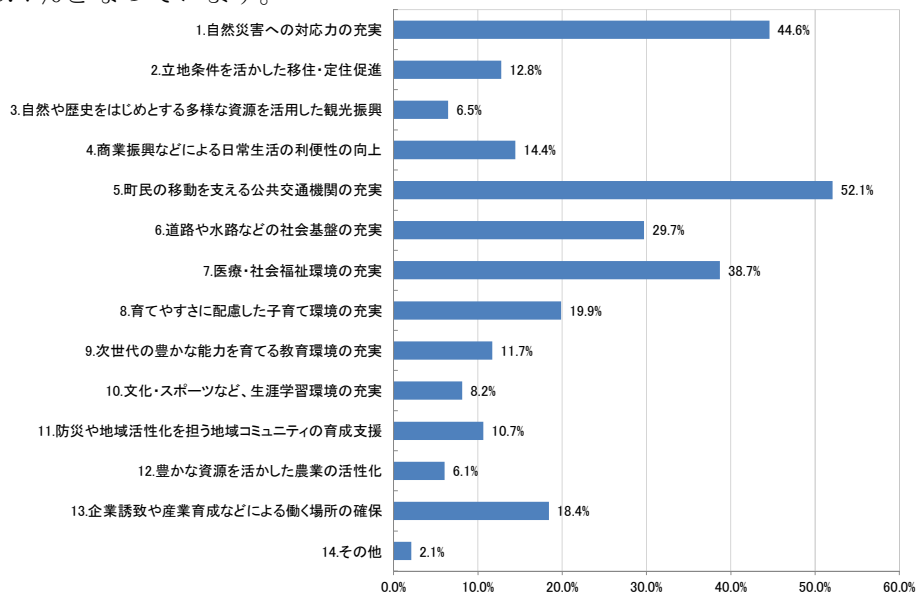


図 復興まちづくりで重視すべきこと

問 安全な地域づくりのために必要と考える対策（ハード対策）は何ですか。  
 (〇は3つまで)

安全な地域づくりのためのハード対策として、「4. 斜面保護や砂防ダム設置等の土砂対策」が57.8%と最も多く、「1. 避難所までの安全な避難ルートの確保や、避難所周辺での浸水対策」が42.8%、「2. 緊急車両の通行が可能となる道路の整備」が42.4%で続いています。

危険溪流などへの土砂災害対策と災害時や復興における基盤となる道路整備等を求めていることがうかがえます。

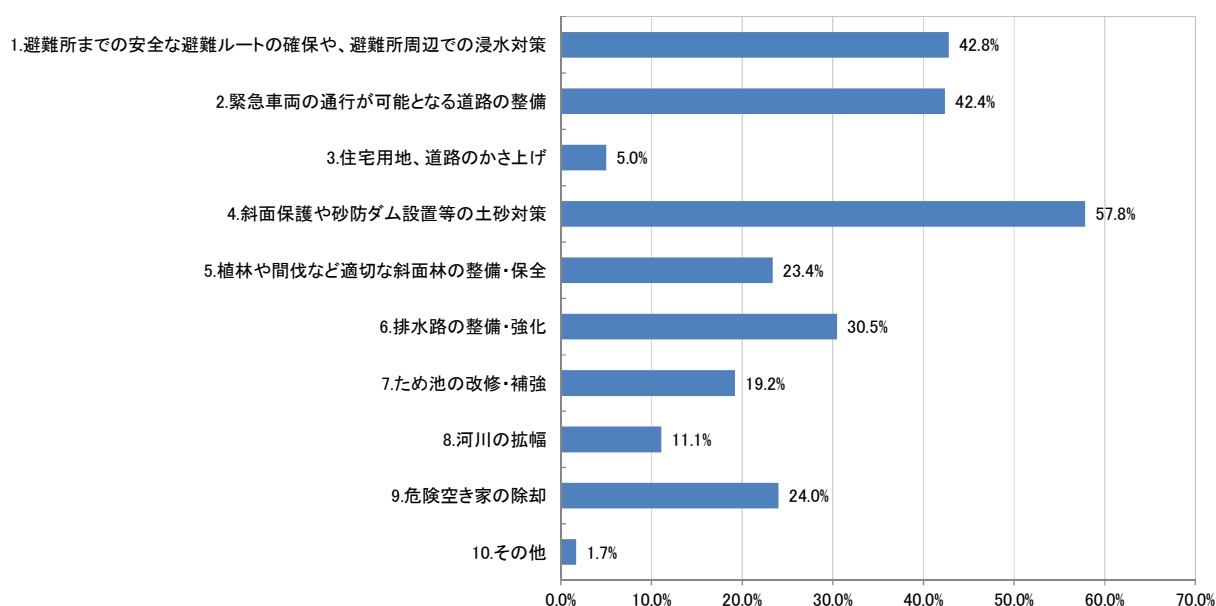


図 安全な地域づくりに必要なハード対策

問 安全な地域づくりのために必要と考える対策（ソフト対策）は何ですか。  
 (〇は3つまで)

安全な地域づくりのためのソフト対策として、「3. 自宅や働く場周辺の災害の起こりやすさを知っておくこと」が43.5%と最も多く、次いで「7. 災害時における確実な情報伝達手段の確保・充実」が39.8%、「5. 安全に避難しやすい身近な避難所や避難ルートの確認」が34.4%と、幅広く対策の必要性が挙げられていますが、「2. 消防団の強化（消防団への加入促進など）」や「4. 防火訓練や防災に関する学習機会の充実」は10%を切っており、防災活動に従事しやすい事業所や家庭の環境整備が必要と考えられます。

災害の起こりやすさを知っておくという点では、過去の災害時の発生状況や道路の浸水状況を調べ、それをベースに、この地区はこういう状況になるとの情報を住民に周知することが大事で、住民が主体となって取り組むべき防災マップにも反映させることが望ましいと思われます。

今後、住民自身で避難所や避難ルートの確認を促すとともに、状況に応じた適切な避難行動がとれるよう、自主防災組織などと連携した、隣近所への声掛け避難や道路の冠水や土砂くずれなどを想定した避難訓練を行うことが望ましいと考えられます。

なお、今後、時間の経過とともに災害記憶の忘却や、災害を知らない人が増えることにより災害への危機感が薄れてしまうことが懸念されます。このため、学校や公民館等での防災教育の充実を図るとともに、本災害状況の記録を残すなど、防災意識を継続させるような取り組みが重要です。

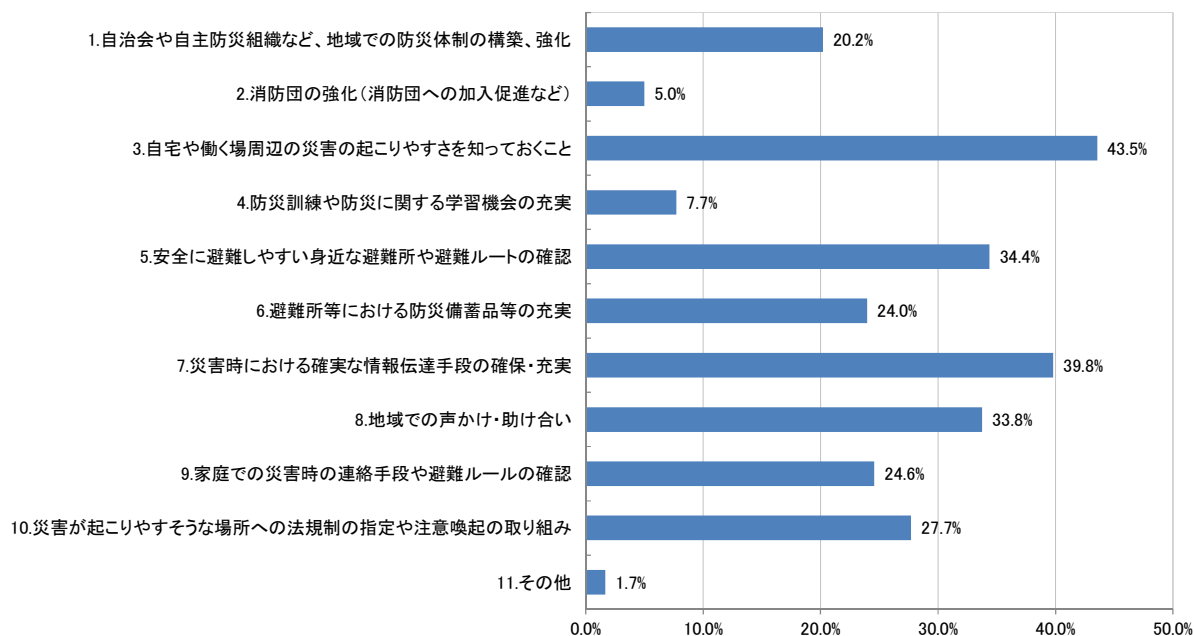


図 安全な地域づくりに必要なソフト対策

## 5. 平成30年7月豪雨災害の検証結果

本災害における、町が行った避難に関する情報提供と、住民避難までの対応と住民の受け止め方及び各避難所の設置から閉所までについて、その結果を今後の地域防災計画の見直しや各種マニュアルの作成等につなげることを目的とした検証が行われました。

検証は、熊野町「平成30年7月豪雨」災害検証委員会において行われ、平成31年3月29日に提出された検証結果報告書では、以下に示した「今後の防災・減災に向けた取り組み」の必要性が提言されています。

### (1) 職員の参集

- ① 状況に応じた参集への検討

### (2) 職員の体制

- ① 詳細な業務マニュアル、タイムラインの策定と訓練の実施
- ② 防災担当者の分離

### (3) 情報の収集の取り組み

- ① 気象庁や県防災 Web の雨量や土砂災害のメッシュ情報などの収集体制の改善
- ② 最新の技術を利用した情報収集体制の整備

### (4) 発令の判断

- ① 発令基準の単純化
- ② 発令の迅速化
- ③ 情報の収集処理能力の強化

### (5) 住民への情報発信

- ① 防災行政無線の性能向上及び戸別受信機の普及促進
- ② メール配信の導入、防災関係アプリの普及促進及び最新技術を使った伝達方法の検討
- ③ 避難情報の発令地区の限定

### (6) 避難者の収容

- ① 自治会館、地区集会所、大型店舗駐車場等の活用
- ② 段階的な指定緊急避難場所の開設
- ③ 指定緊急避難場所の開設の迅速化
- ④ 避難誘導における自主防災組織の育成と連携
- ⑤ 避難行動要支援者情報の提供

(7) 避難所の運営

- ① 詳細な業務マニュアルの策定と訓練の実施
- ② 自治会、自主防災組織、ボランティアなどとの運営協議
- ③ ペットスペースの確保

(8) 住民の防災への取り組み

- ① 自治会、自主防災組織などと連携した多様な避難訓練の実施
- ② 自治会、自主防災組織による防災マップ作成の支援
- ③ 防災教育の推進
- ④ 被災史の作成

(9) その他

- ① 被災時の担当職員への聞き取りによる避難所運営等の課題抽出
- ② 危険箇所リストの精度向上
- ③ 避難の自主判断に資する避難情報の提供

### Ⅲ 上位関連計画の概要

#### 1. 第5次熊野町総合計画（平成23（2011）年3月策定）

##### （1）計画の目標（目標年次2020年）

第5次熊野町総合計画は、熊野町の今後の発展方向と実施する施策を明らかにし、本町行政の基本的な指針となるものであり、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までの10年間を計画期間として策定しました。

本町の将来像を「ひと まち 育む 筆の都 熊野」と定め、「まち」が多彩で魅力ある定住、交流の場となるとともに、「ひと」と「まち」に新たな成長を生み出す「熊野」を目指し、「筆の都」としての伝統を継承し、筆文化やその他の地域資源に磨きをかけるとともに、時代の変化にも迅速に対応し、広島都市圏の中で広域的な役割を發揮していくとしています。

また、目標人口を計画策定時からほぼ横ばいの25,000人（2020年）とし、基本目標、政策目標を下図のように定めています。

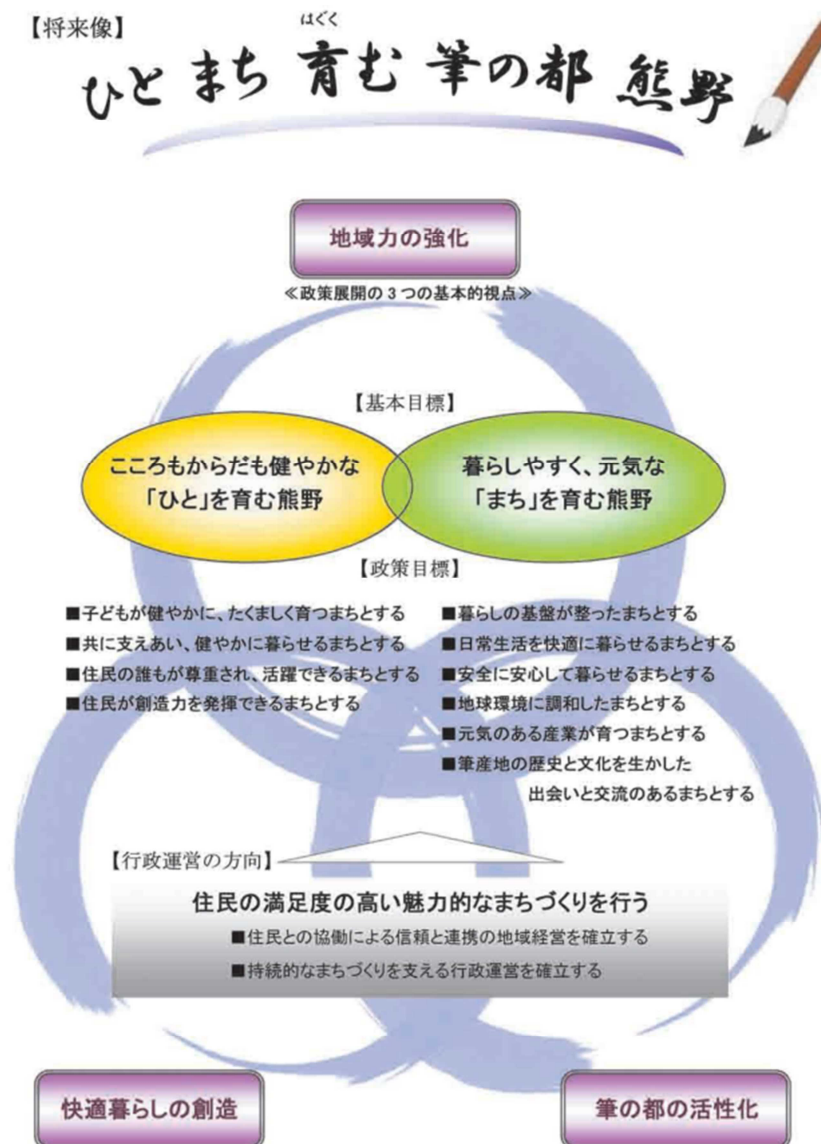


図 熊野町の目標と将来像

## (2) 熊野町の課題

第5次総合計画では、本町の課題として次の課題を挙げています。

- 1 熊野町らしさや活力の創出
- 2 広域的に担う役割の発揮と周辺地域との連携
- 3 3都市に接続する道路交通体系の整備
- 4 筆産業・文化の活性化と産業構造の変化に伴う就業の場の確保
- 5 安全・安心で心豊かな暮らしの確保
- 6 生活・自然環境に配慮した施策の展開
- 7 人口減少・少子高齢社会に対応した地域社会の形成
- 8 住民参加と協働のまちづくりの推進
- 9 経営的視点を持った行政運営の確立

## (3) 災害に関する方針

防災基盤として必要な市街地や道路の整備と安全性の確保や防災体制など、災害に関する方針として、以下の施策方針が挙げられています。

表 災害関連の施策方針

政策目標	施策目標	施策の方針
暮らしの基盤が整ったまちとする	秩序あるまちを創る	土地利用を計画的に誘導し、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した秩序ある土地利用の実現を図ります。
		市街地及び集落の実情に応じた整備を進め、安全で住みやすい環境の確保を図ります。
		それぞれの拠点の性格と役割に応じた整備を進め、活発な都市活動や利便性の高い住民生活の確保を図ります。
	道路の利便性を高める	<p>県道矢野安浦線と瀬野呉線を中心とした県道の整備を促進し、熊野町における交通渋滞を緩和し、交通ネットワークの充実・強化を図ります。</p> <p>県道を補完する主要町道等の計画的な整備を進め、地区間の円滑な交通の確保を図ります。</p>
安全に安心して暮らせるまちとする	災害から住民や地域を守る	町民の命を守る取り組みを、ハード・ソフトの両面から実施し、災害に強いまちづくりに取り組みます。
		防災についての意識啓発、自主防災組織の組織化・育成等による防災体制の整備、「地域防災計画」に基づいた災害応急体制の充実など災害時に素早く対応できる体制の整備を図ります。
		防火意識の高揚、消防団活動や消防装備の充実を進めていくとともに、大規模消防体制を維持し、消防力、救急・救助体制の充実を推進します。

## 2. 熊野町人口ビジョン（平成 28（2016）年 3 月策定）及び

### 熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29（2017）年 6 月改訂）

「熊野町人口ビジョン」は、まち・ひと・しごと創生法に基づく国のまち・ひと・しごと創生総合戦略並びに第 5 次熊野町総合計画を踏まえ、本町の人口分析から目指すべき方向を示したもので、人口の将来展望を令和 22（2040）年に 20,000 人余り、令和 42（2060）年に 18,000 人余りとしています。

「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、熊野町人口ビジョンを踏まえ、第 5 次総合計画に沿って進める諸施策のうち、定住・交流人口の増加を強力に推進するために優先すべき施策を、本町の特性、特長（ブランド）を活かしながら、まちの活性化と成長の好循環を実現させる取り組みです。

「住みたいまち」、「住んで良かったと思えるまち」となるよう、“筆で彩る 7 色のブランド戦略”を掲げ、次の分野ごとの目標の実現に向けて各種施策を推進するとしています。

表 筆で彩る 7 色のブランド戦略

戦略目標		分野	国の総合戦略 (基本目標)
戦略目標 1	「筆都ひと」 筆の都の未来を考え、支える人材・心を育む	子育て・教育	若い世代の結婚・ 出産・子育ての希望をかなえる
戦略目標 2	「筆都健活」 筆の都の特質を活かした健康づくりをする	健康・生きがい	時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
戦略目標 3	「筆都連携」 筆の都を市町連携により開かれた都市空間にする	広域連携	
戦略目標 4	「筆都安心」 筆の都に「住んでよし」の魅力的なまちにする	安心・安全・環境	地方への新しい人の流れをつくる
戦略目標 5	「筆都文化」 筆と人が織りなす文化・歴史を発信するまちにする	文化・歴史	
戦略目標 6	「筆都探訪」 筆の都のお招きの心を高めるまちにする	観光・交流	
戦略目標 7	「筆都しごと」 筆の都が活性化する産業が育つまちにする	産業	地方における安定した雇用を創出する

### 3. 熊野町都市計画マスタープラン（平成 24（2012）年 4 月策定）

#### （1）都市計画マスタープランの位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、本町では平成 16 年 3 月に策定し、平成 23 年 3 月の第 5 次総合計画の策定や法改正、骨格道路整備の進捗、社会状況の変化等を踏まえて、一部を見直し、平成 24 年度版を策定しました。

本計画は、第 5 次総合計画に示された将来像に基づき、住民の意見を反映させた土地利用、都市施設、都市環境等の個別の都市計画の方針が記載されており、都市の防災基盤の整備方針として、また、復興に向けた具体的なまちづくり方針として基本となるものです。

#### （2）将来都市像とまちづくりの基本的方向

本計画は、第 5 次総合計画の将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」と基本目標“こころもからだも健やかな「ひと」を育む熊野”及び“暮らしやすく、元気な「まち」を育む熊野”を継承し、これを具現化する都市づくりの基本的方向として、①まちの骨格づくり、②個性と活気のあるまちづくり、③自然と共生するまちづくり、④人にやさしいまちづくりを掲げています。

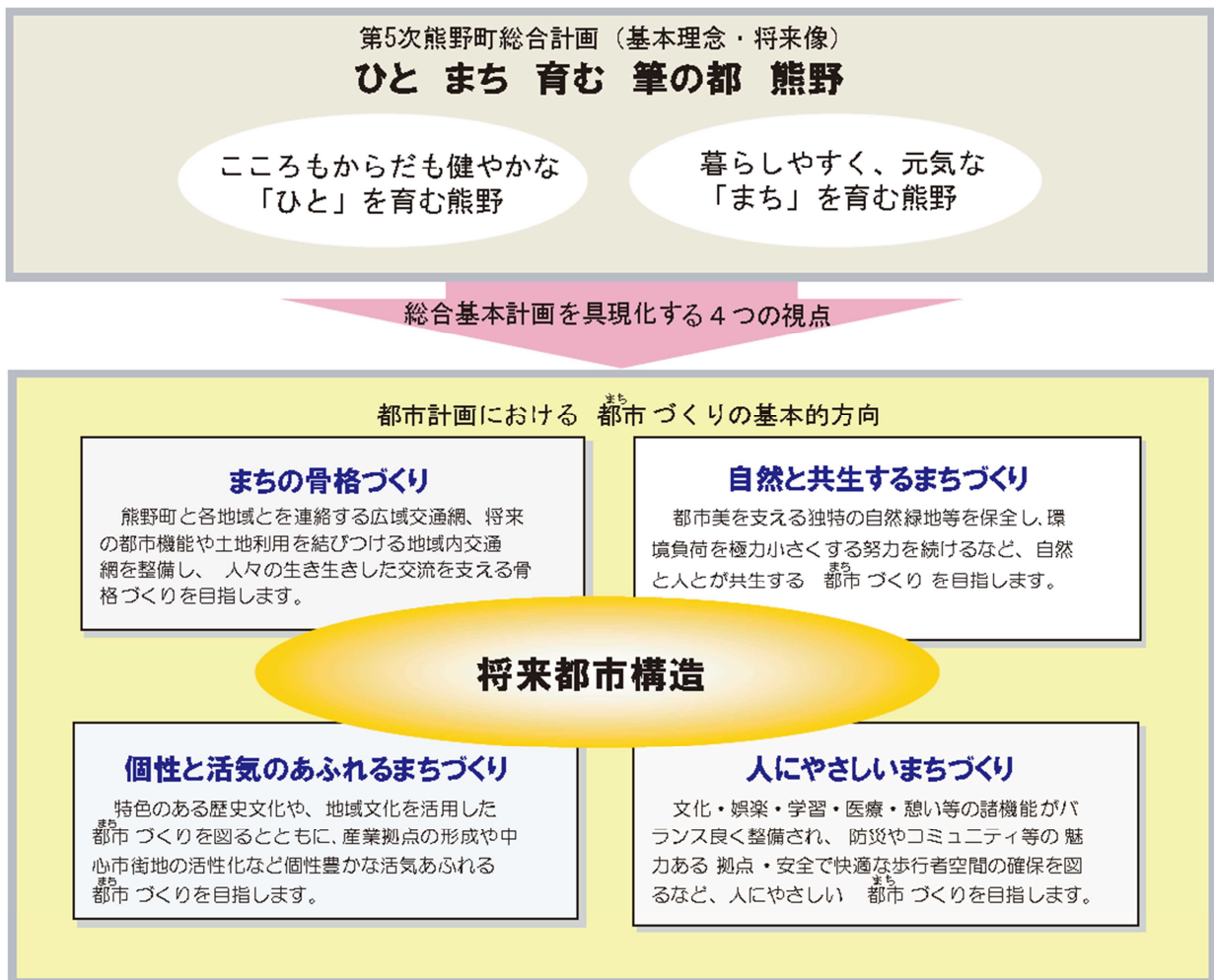


図 都市計画におけるまちづくりの基本的方向



#### 4. 熊野町地域防災計画（平成 24（2012）年 8 月修正）

##### （1）地域防災計画の目的

本計画は、災害対策基本法に基づいて、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、町、県、防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確、総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

##### （2）災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速、的確な実効を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長等）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めています。

災害予防計画を構成する個別の計画は、計画対象分野により、大きく 2 つに区分できます。

「町土の保全に関する計画」、「防災施設・設備の新設又は改良計画」は、本町の地形・地質上の災害危険性を踏まえた、都市の防災基盤に関する計画であり、復旧や復興が目指す安全な都市づくりの目安となるものです。

その他の計画は、主に体制や周知を対象としており、熊野町「平成 30 年 7 月豪雨」災害検証委員会からの提言に挙げられた内容との関連性が深い項目で構成されています。

##### 【都市の防災基盤に関する災害予防計画】

計画項目	記載事項
町土の保全に関する計画	①目的：災害に強い町土の形成、災害の未然防止・被害軽減 ②現況及び対策：治山、河川、砂防、ため池
防災施設・設備の新設又は改良計画	①目的：新設・改良を要する防災関連施設・設備の整備・点検について定め、災害を未然に防止 ②実施責任者：災害予防責任者 ③実施事項：水害、風害、土砂災害、建造物災害の予防や緊急輸送に必要な施設・設備等 ④実施方法：既存の各種整備計画に基づく（必要に応じて防災会議で総合調整）

##### 【災害検証委員会提言に関する災害予防計画】

計画項目	記載事項
町民の防災活動の促進に関する計画	①方針：②～⑦の町民の防災活動の促進 ②防災教育、③防災訓練、④消防団への入団促進、⑤自主防災組織の育成・指導、⑥ボランティア活動の環境整備、⑦企業防災の促進

【災害検証委員会提言に関する災害予防計画】（続き）

<p>調査、研究に関する計画</p>	<p>①目的：各種の災害についての調査研究を行い、災害の未然防止に努め、危険地域を調査し、応急対策、復旧対策に万全を期す ②実施責任者：災害予防責任者 ③実施要領：防災施設の新設・改良、災害危険箇所の現況把握と防災措置、災害の原因と措置等についての調査研究及び結果の公表 ④実施方法：各災害予防責任者が決定（必要に応じて防災会議で総合調整）</p>
<p>迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画</p>	<p>①方針：②～⑦の災害応急対策を実施するための備えを行う ②災害発生直前の応急対策への備え、③災害発生直後の応急対策への備え、④災害派遣、広域的な応援体制への備え、⑤救助・救急、医療、消火活動への備え、⑥緊急輸送活動への備え、⑦避難収容・情報提供活動への備え、⑧救援物資の調達・供給活動への備え、⑨文教関係（避難計画、防災教育等）</p>
<p>円滑な避難体制の確保等に関する計画</p>	<p>①方針：住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう防災対策を推進する ②浸水想定区域、③ハザードマップの作成、④避難計画の作成等、⑤住民への周知等、⑥避難場所の整備、⑦動物愛護管理に関する計画</p>
<p>災害危険地域（箇所）の周知に関する計画</p>	<p>①目的：法令指定のほか、町民の生命、身体及び財産の保護上危険な地域（箇所）を公表し、被害の防止・軽減を図る ②災害危険地域（箇所）の指定：急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、宅地造成工事規制区域、山地災害危険地、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、重要溜池 ③実施責任者：災害予防責任者 ④実施事項：災害危険箇所の周知徹底、被害防止の広報、災害発生防止措置、避難対策の周知徹底 ⑤災害危険箇所の避難体制：多数収容施設等の存する災害危険箇所について、避難体制を整備</p>
<p>林野火災の予防に関する計画</p>	<p>①目的：林野火災の未然防止 ②実施責任者：災害予防責任者 ③実施事項：防火・愛林思想の徹底、野焼き・草焼き等の指導、消防施設の整備、火災警報の発令と防火体制の強化 ④実施方法：広報活動、監視体制の強化、学校教育、社会教育による防火思想の普及啓発</p>
<p>災害対策資機材の備蓄等に関する計画</p>	<p>①目的：円滑な応急・復旧対策活動のため、平常時から災害対策資機材等の備蓄と調達体制を確立する ②実施責任者：災害予防責任者 ③災害対策資機材等の対象：食料、飲料水及び生活必需品、医薬品等医療資機材、防災資機材等 ④実施方法：常時、物資の所要量を確保し、保管場所と責任者を明らかにする。調達、配給、輸送方法についても業者と協力関係を樹立するよう努める。</p>
<p>災害時要援護者*対策に関する計画</p>	<p>①方針：災害時に犠牲になりやすい災害時要援護者に配慮した②～⑤の計画を推進 ②災害時要援護者に配慮した環境整備、③社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、④在宅の災害時要援護者対策、⑤災害時要援護者への啓発・防災訓練</p>

※平成25年6月の災害対策基本法改正以降、「要援護者」は「要配慮者」と記載されるようになりましたが、熊野町地域防災計画の策定は法改正以前のため、ここでは計画策定時の記載にあわせて「要援護者」と記載しています。

### (3) 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、知事、その他執行機関等）の業務と相互の連絡調整について定めています。

基本的には災害予防計画の内容を具体的に掘り下げたものとなっており、本災害の検証も災害応急対策計画の内容が的確に実施されたかという観点から行われています。

#### 【災害応急対策計画】

計画事項	構成計画
災害発生直前の応急対策	①組織、動員計画、②労働力確保計画、③気象警報等の伝達に関する計画（予報及び警報の発表基準、伝達）、④住民等の避難誘導に関する計画（避難の指示、知事への報告、避難場所・避難路の選定、避難の誘導、再避難の措置、学校、保育園等における避難対策）
災害発生後の応急対策	①災害情報計画、②通信運用計画
ヘリコプターによる災害応急対策計画	①活動体制、②活動内容、③活動拠点の確保、④県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航、⑤各機関への出動要請、⑥臨時ヘリポートの設定
災害派遣・広域的な応援体制	①自衛隊災害派遣要請計画、②相互応援協力計画
救助・救急、医療及び消火活動	①救難計画、②医療救護・助産計画、③消防計画、④林野火災対策計画、⑤水防計画
緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送計画	①交通、輸送応急対策計画
避難生活及び情報提供活動	①避難計画（避難所の開設、災害時要援護者の避難等、避難所の管理運営、広域的避難、帰宅困難者対策、学校、保育園等における避難対策）、②災害広報・被災者相談計画、③住宅応急対策計画（応急仮設住宅の建設及び供与の方法、住宅の応急修理、町営住宅の提供、被災地危険度判定）
救援物資の調達・供給活動	①食料供給計画、②給水計画、③生活必需品等供給計画、④救援物資の調達及び配送計画
保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	①防疫計画、②遺体の捜索、取扱い、埋葬等計画
応急復旧、二次災害防止活動	①電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画、②廃棄物処理計画
自発的支援の受入れ	①ボランティアの受入れ等に関する計画
文教計画	①避難対策、②生徒等への相談活動、③応急教育対策、④学校、社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策、⑥文化財保護対策
事前措置等に関する計画	①災害拡大のおそれがある設備、物件の除去、保安、その他必要な措置
応急公用負担計画	①応急公用負担の対象物及び内容、②実施方法

#### (4) 災害復旧計画

災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を図ることを目的としています。

##### 【災害復旧計画】

計画事項	計画の内容
被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	①り災証明書の交付 ②災害融資制度 ③被災者に対する制度の周知方法
被災者の生活確保に関する計画	①生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策 ②被災者等に対する生活相談
施設災害復旧計画	①各種法令の規定による恒久的災害復旧計画の作成 ②応急復旧の実施 ③早期着工、早期完成
激甚災害の指定に関する計画	①「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるための所定の手続き ②県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等への協力
救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	①義援金の受入れ及び配分 ②救援物資の受入れ及び配分

## IV 被災前からの現状と復興の課題

熊野町の被災前からの課題と、近年の熊野町での取り組み・施策を、「平成 30 年 7 月豪雨災害の検証結果」及び「第 5 次熊野町総合計画」等の上位計画や熊野町の統計データ等をもとに整理します。

### 1. 統計データから見た現状と課題

#### (1) 人口・世帯数

本町の国勢調査人口は、県営熊野団地の造成を契機に、広島市等のベッドタウンとして急激に増加しました（昭和 40 年：約 9,000 人⇒昭和 55 年：約 24,000 人）が、その後は 25,000 人前後で横ばいで推移し、平成 17 年以降減少に転じ、平成 27 年の人口は 23,755 人、世帯数は 9,430 世帯となっています。

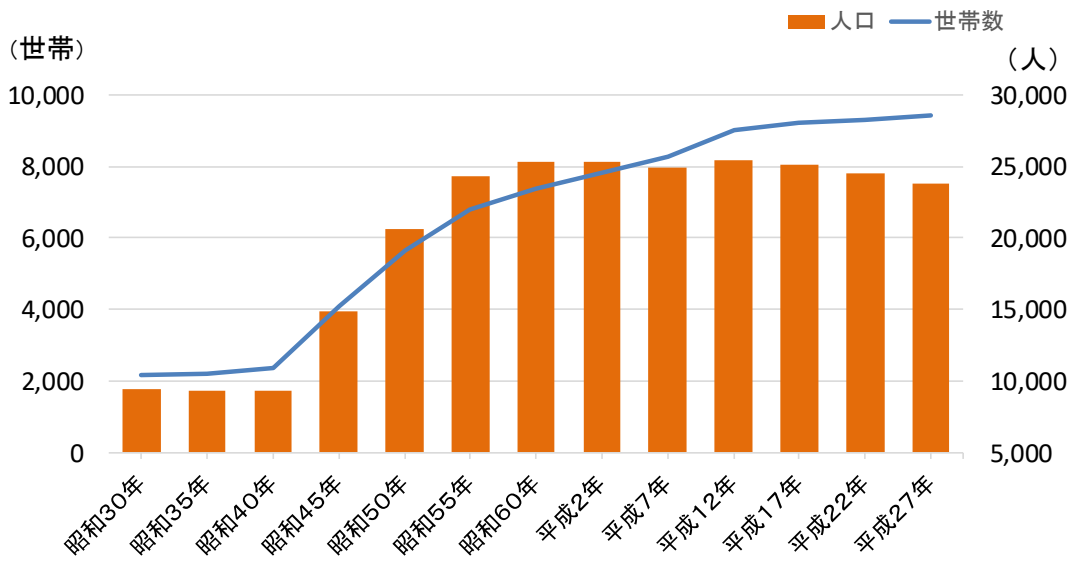
現在人口は、住民基本台帳人口（平成 31 年 7 月時点）で 24,008 人、世帯数は 10,600 世帯となっています。

人口の多くは、町西部等の住宅団地等の市街化区域に分布し、人口密度が 60 人/ha 以上の地区もありますが、住宅団地以外では、40 人/ha を切っている地区が多くなっています。また、町の中東部では、人口密度が 20 人/ha を切るところもあります。

表 熊野町の人口および世帯数

	人口（人）		世帯数（世帯）	
	人	前回比	世帯	前回比
昭和 30 年	9,479	—	2,159	—
昭和 35 年	9,324	-155	2,209	50
昭和 40 年	9,387	63	2,352	143
昭和 45 年	14,884	5,497	4,077	1,725
昭和 50 年	20,604	5,720	5,655	1,578
昭和 55 年	24,252	3,648	6,811	1,156
昭和 60 年	25,346	1,094	7,362	551
平成 2 年	25,263	-83	7,800	438
平成 7 年	24,953	-310	8,269	469
平成 12 年	25,392	439	8,985	716
平成 17 年	25,103	-289	9,211	226
平成 22 年	24,533	-570	9,291	80
平成 27 年	23,755	-778	9,430	139

（資料：国勢調査）



(資料：国勢調査)

図 熊野町の人口・世帯数の推移

## (2) 就業者数

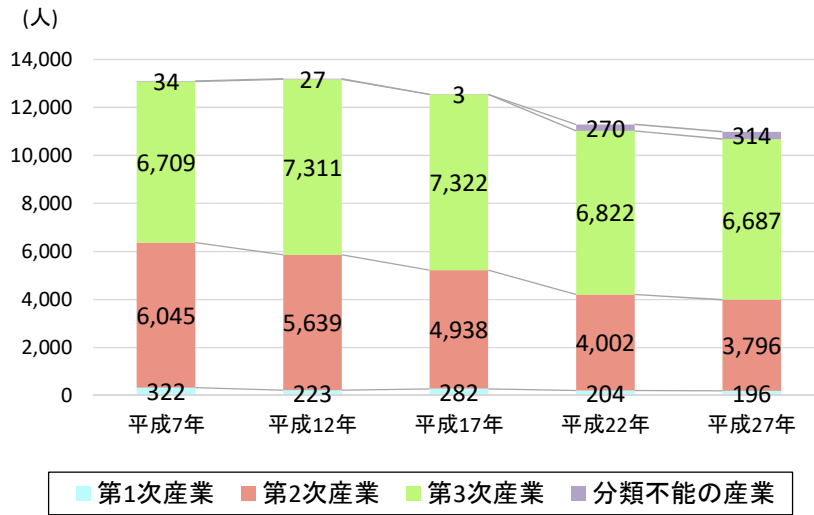
就業者数は、平成12年以降は減少傾向にあり、平成27年には6,730人となっています。

産業別の構成比では、第1次産業はわずかで、第3次産業が増加を続けており、平成27年では第1次産業2.7%、第2次産業39.0%、第3次産業54.9%となっています。

表 産業大分類別就業者数の推移

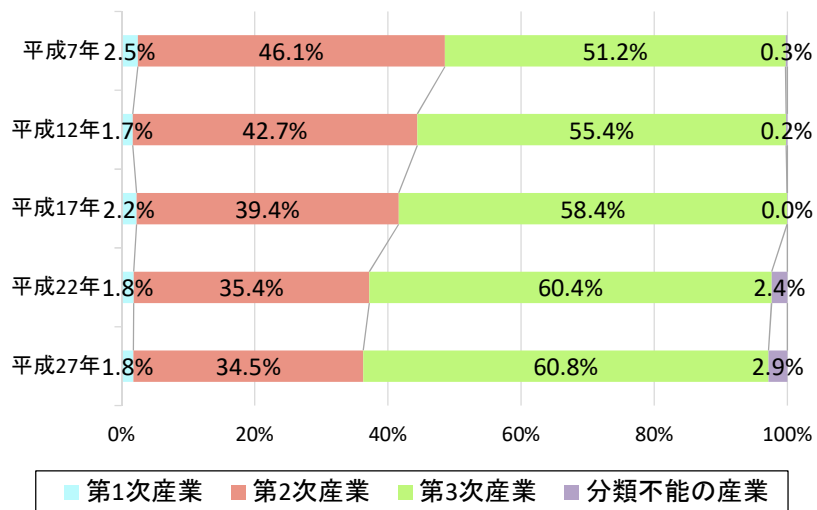
産業大分類	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農業、林業	318	2.4%	219	1.7%	276	2.2%	198	1.8%	190	1.7%
漁業	4	0.0%	4	0.0%	6	0.0%	6	0.1%	6	0.1%
第1次産業	322	2.5%	223	1.7%	282	2.2%	204	1.8%	196	1.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	6	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1,165	8.9%	1,150	8.7%	1,022	8.1%	826	7.3%	803	7.3%
製造業	4,880	37.2%	4,483	34.0%	3,915	31.2%	3,176	28.1%	2,993	27.2%
第2次産業	6,045	46.1%	5,639	42.7%	4,938	39.4%	4,002	35.4%	3,796	34.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	59	0.5%	84	0.6%	35	0.3%	45	0.4%	36	0.3%
運輸業、郵便業、情報通信業	1,050	8.0%	1,004	7.6%	1,084	8.6%	984	8.7%	941	8.6%
卸売業、小売業	2,433	18.6%	2,546	19.3%	2,042	16.3%	1,761	15.6%	1,610	14.6%
金融業、保険業	283	2.2%	257	1.9%	177	1.4%	163	1.4%	149	1.4%
不動産業、物品賃貸業	51	0.4%	62	0.5%	67	0.5%	95	0.8%	113	1.0%
サービス業	2,347	17.9%	2,923	22.1%	3,464	27.6%	3,378	29.9%	3,484	31.7%
公務	486	3.7%	435	3.3%	453	3.6%	396	3.5%	354	3.2%
第3次産業	6,709	51.2%	7,311	55.4%	7,322	58.4%	6,822	60.4%	6,687	60.8%
分類不能の産業	34	0.3%	27	0.2%	3	0.0%	270	2.4%	314	2.9%
合計	13,110	100.0%	13,200	100.0%	12,545	100.0%	11,298	100.0%	10,993	100.0%

(資料：国勢調査)



(資料：国勢調査)

図 産業大分類別就業者数の推移



(資料：国勢調査)

図 産業大分類別就業者構成比の推移

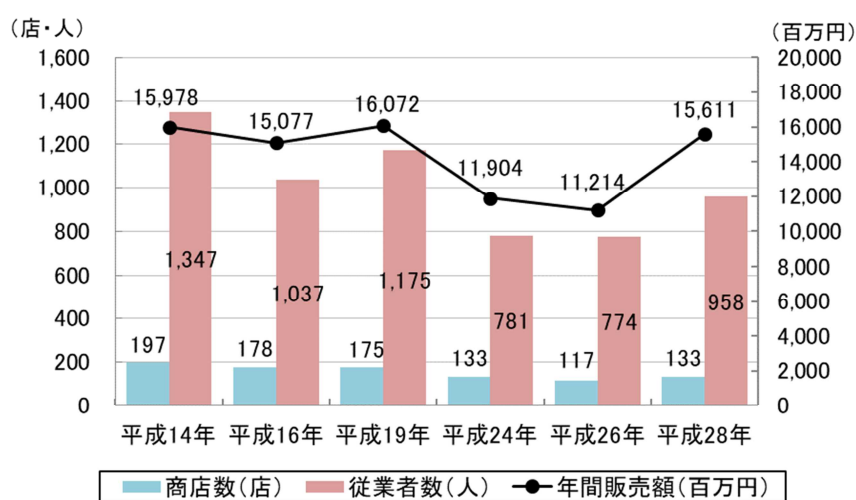
### (3) 商業（小売業年間商品販売額等）

小売業の商店数、従業者数、年間販売額は、平成26年までは減少傾向でしたが、平成28年には増加に転じています。

表 商業（小売業）の状況

	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
商店数(店)	197	178	175	133	117	133
従業者数(人)	1,347	1,037	1,175	781	774	958
年間販売額(百万円)	15,978	15,077	16,072	11,904	11,214	15,611

(資料：H14・16・19・26年 商業統計調査、H24・28年 経済センサス)

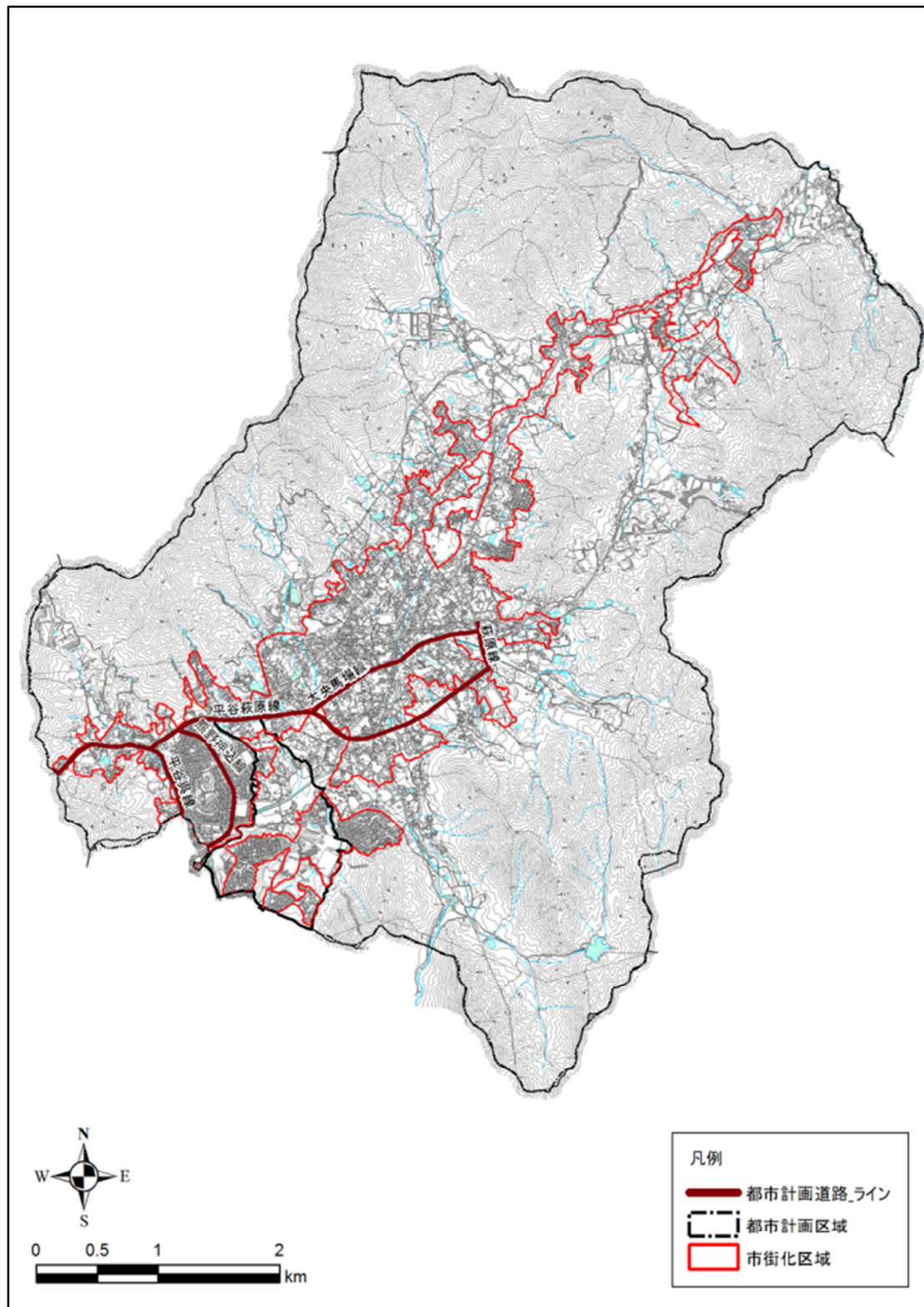


(資料：H14・16・19・26年 商業統計調査、H24・28年 経済センサス)

図 商業（小売業）の状況

#### (4) 道路（都市計画道路）

本町には都市計画道路が5路線、計画決定されており、平谷呉線については、平谷交差点から荻野工業前交差点まで、太央馬場線については、役場前交差点のみ整備が完了しており、平谷萩原線の東半区間、萩原線は未整備となっています。

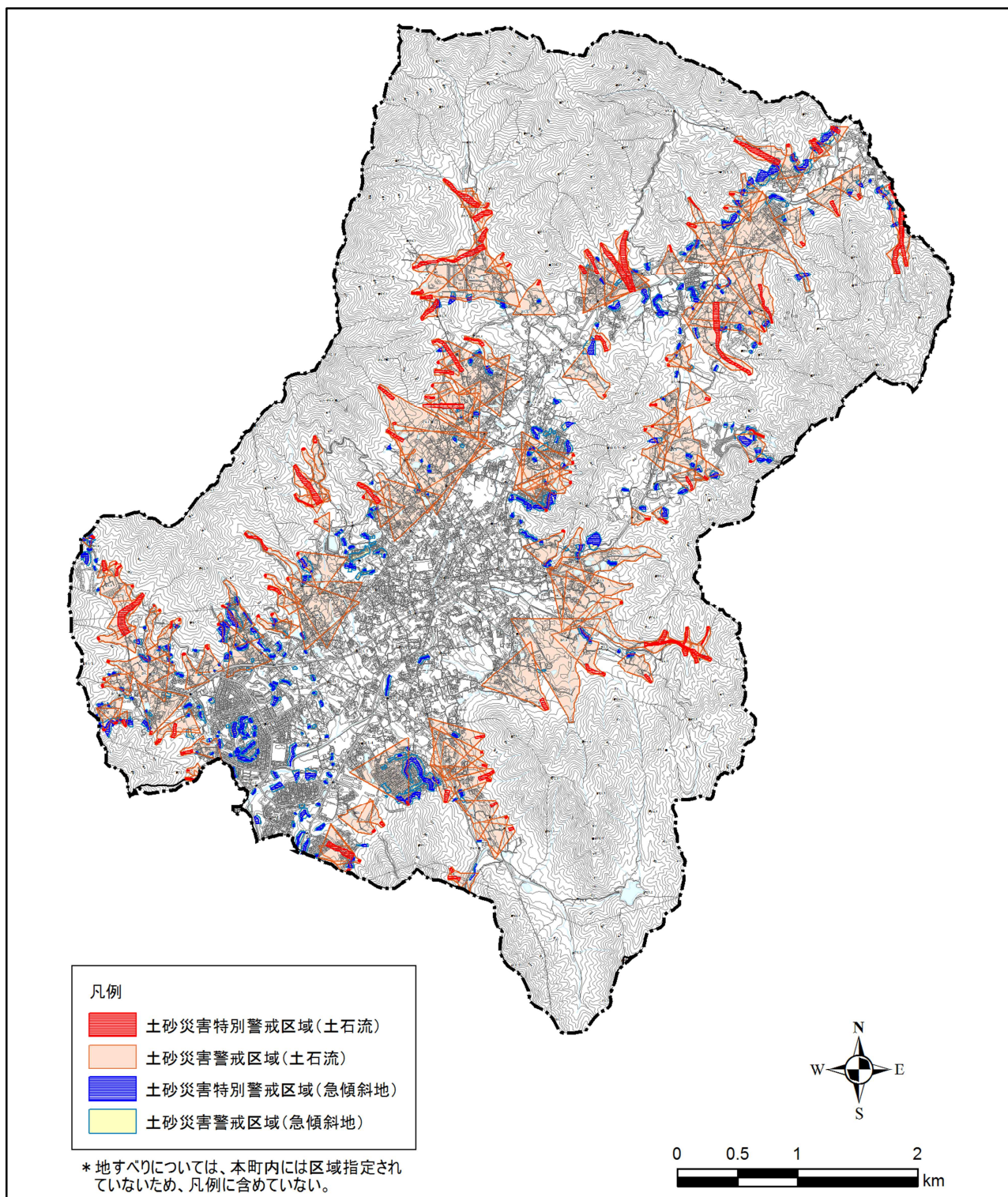


(資料：国土数値情報)

図 都市計画道路

### (5) 災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）

町全域の山麓部沢筋に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が広く指定され、その中心部の沢筋や住宅団地の造成盤間の傾斜地等に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が点在しています（町内指定箇所：計 262 箇所）。



(資料：土砂災害ポータルひろしま)

図 土砂災害警戒区域の指定状況（令和元年 8 月 29 日現在）

## (6) 避難所

本町で指定している避難所は13箇所あります。このうち熊野第二小学校体育館と熊野第三小学校体育館、熊野中学校体育館、熊野東中学校体育館、熊野東公民館は土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、建物の一部が土砂災害警戒区域にかかることになったため、現在は土砂災害発生時の避難所としては開設できない状況です。

このため、熊野第二小学校体育館、熊野東公民館の2施設の避難対象地域の避難者は、東部地域健康センターに集中する状況になっており、当施設で想定されている避難者全員の受け入れは困難な状況になっています。

## 2. 熊野町の復興に向けた課題の整理

復興に際しては、人口や従業者数の減少などの本町の活力を表す指標が、今後、全国同様に低下することが予測される中で、被災による住居やインフラ、産業等の物質的な損害と不安感・抑鬱感などのこころのダメージ、大都市近郊の住宅地としてのイメージ低下等がまち全体の活力の減退傾向に拍車をかけてしまわないよう、課題を的確に認識し、復興計画を策定する必要があります。

被災前からの本町の現況と被災時の状況を踏まえ、上位計画等で目指しているまちづくりの方向等を見据えて、災害復興の課題を整理すると、以下の事項が挙げられます。

### 1) 安心できる生活の回復

復興に際しては、被災者の生活とこころを早急に平常時に戻すことが大前提となります。

住居を確保し、こころのケアを行うことなどにより、働ける状態をつくり出し、生活を安定させることが必要となります。

⇒ 1. 住まい・生活の再建

### 2) 防災の基本となる都市基盤と防災体制の改善整備

被災によって気づかされた都市基盤及び防災体制の脆弱性について、体験を踏まえて改善する必要があります。

#### ① 都市基盤の改善

生活に不可欠な交通基盤であり災害時には避難・物資供給ルートともなる幹線道路等の体系的な整備や身近な避難路、避難所等の避難環境の改善が必要となります。

⇒ 2. 安全なまちへの復旧・復興

#### ② 防災体制の整備

計画された防災体制の運用や避難行動が発災時に円滑に行えるよう、使いやすいマニュアル整備や日常からの防災意識の向上や訓練への取り組みが必要となります。

⇒ 3. 災害対応力の強化

### 3) 人口減少に対応した地域社会の形成（定住促進、就業の場）

上記2)の各課題への対応が、筆の都をコンセプトとした地域活性化においても基盤となります。

安心して住める、訪れられるまちとしての基礎を固め、観光や産業などを中心に筆の都としての地域ブランド力の強化による交流・関係人口の増加を図り、移住・転入を含む定住人口の維持・増加につなげていく必要があります。

⇒ 4. 定住・交流・関係人口の増加

## V 災害復興計画の理念・基本方針

### 1. 計画の理念（将来像）

本町が町制施行 100 周年を迎える節目であった平成 30 年 7 月に、西日本を襲った豪雨により甚大な被害を受けました。引き続き被災された方々に寄り添い、復旧・復興を着実かつ迅速に進めていくことが必要です。

これまで本町は、第 5 次熊野町総合計画における将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」や、熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略における「筆で彩る 7 色のブランド戦略」の実現に向けて、子育て支援等の各種施策に取り組んできましたが、人口減少への対応や筆の都としての地域ブランド力の強化等が課題として挙げられます。

「平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に関するアンケート調査結果」では、熊野町の誇りに思うこととして、「熊野筆のブランド力」が挙げられ、熊野町の将来を見据えた復興を進めていく上で重視すべきこととして、「自然災害への対応力の充実」を望む声が高い結果となっています。

そのため、災害からの復旧・復興を単なる原状回復に留めることなく、第 5 次熊野町総合計画の将来像を本計画の将来像として継承し、「将来像の実現」や「人口減少への対応や筆の都としての地域ブランド力の強化等の被災前からの課題解決」に向けた創造的復興のまちづくりを進めていきます。

**【 熊野町災害復興計画の将来像 ＝ 第 5 次熊野町総合計画の将来像 】**

**ひと まち 育む 筆の都 熊野**

### 2. 計画の基本方針（施策の体系）

災害復興に向けた 4 つの基本方針を定め、基本方針に基づいた施策を体系的に展開することで将来像を実現します。

第一に、被災地の住まいと生活の再建を最優先の行政課題とし、道路、河川、農地等の復旧事業を着実に進めるとともに、被災者の日常生活や生活再建を支援します。

次に、本災害からの復旧・復興の基盤となるインフラや施設の復旧・整備を進め、安全なまちとします。

また、町民との協働による防災・減災対策を推進し、災害に強いまちづくりを加速させます。

あわせて、災害復興のまちづくりを、定住・関係・関係人口の増加につなげます。

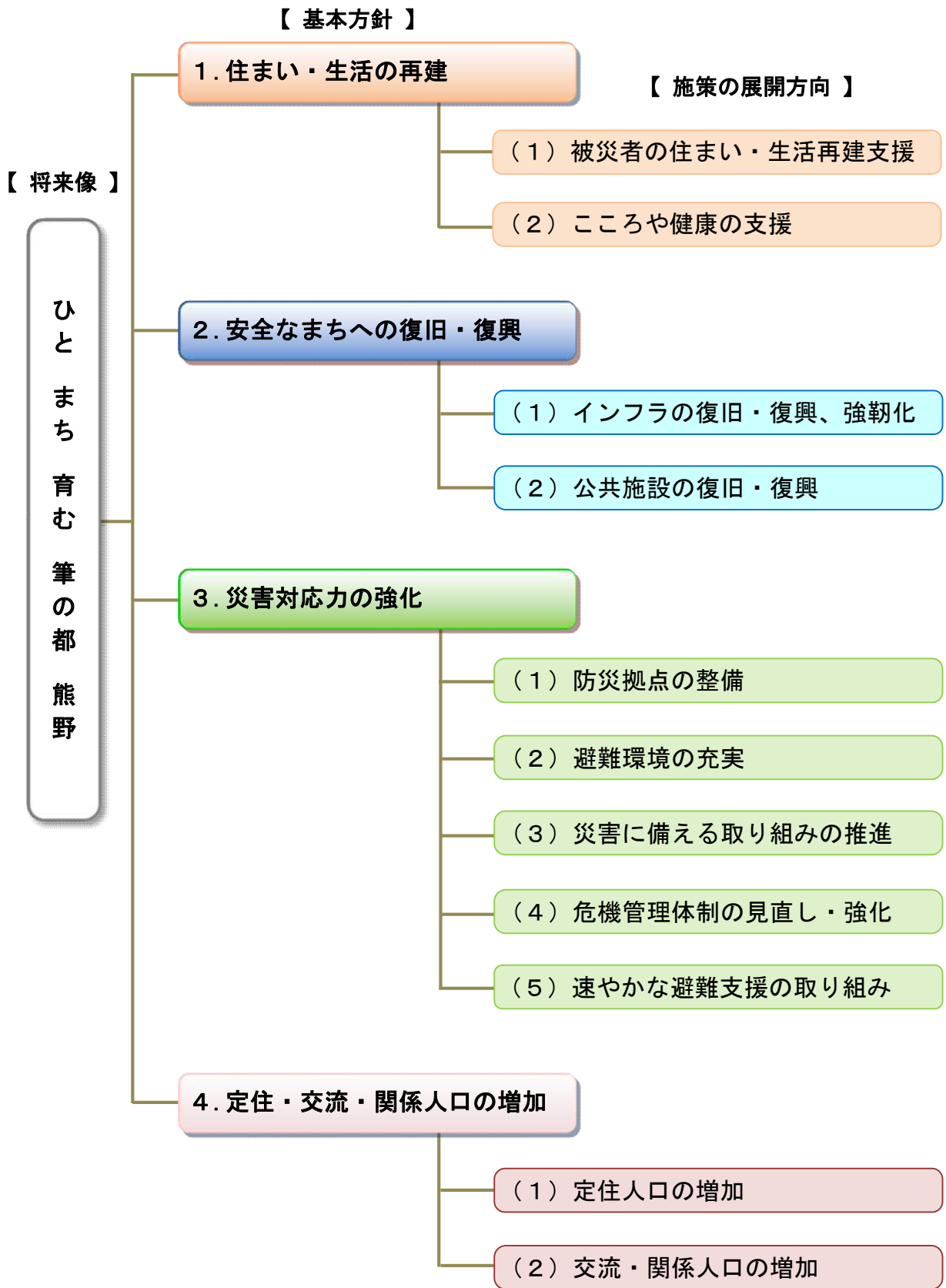


図 施策の体系

## VI 基本方針別の実施計画

### 1. 住まい・生活の再建

被災者にとって、一日も早い住まいと生活の再建が必要です。

そのため、各種制度に基づいて用意されている被災者の住まいの再建支援や生活再建の支援のための取り組みについては適切に活用することができるよう、被災者への丁寧な情報提供と、きめ細かな相談対応を行います。

また、被災者に寄り添いながら、こころのケアや健康の維持・回復の支援にも取り組みます。

#### (1) 被災者の住まい・生活再建支援

- ① 宅地内の堆積土砂の撤去や、災害廃棄物の処理を速やかに行います。また、罹災証明の被害の程度が半壊以上の建物については、公費での解体や撤去費の補助などによる撤去支援を行います。
- ② 農地の堆積土砂の撤去や農道、ため池、里道・水路等の被災箇所の復旧を行い、被災者の生活再建を支援します。
- ③ 災害対策基本法に基づいて作成される被災者台帳の適切な活用により被災者への各種支援策に関する様々な情報提供を行い、住まいや生活再建を支援します。
- ④ 住まいの自主再建に向けて、活用可能な支援策を整理した冊子を作成・配布するほか、相談会を開催します。
- ⑤ 本災害により住まいに被害を受けた方に対しては、住まいの再建意向に応じて住宅の応急修理を支援します。
- ⑥ 住宅困窮者に対してはニーズに応じて仮設住宅を提供していますが、困窮者の住まいの再建が果たせるまでは入居できるように努めます。
- ⑦ 自主再建が困難な世帯で公営住宅への入居を希望される世帯に対しては、町内の既存公営住宅への優先入居に努めます。
- ⑧ 被災者に対する町税や県税の減免、納税猶予や各種保険料の減免、免除等による負担軽減によって生活再建の支援を進めます。またこれらの活用に向けて被災者への情報提供や相談等に努めます。
- ⑨ 被災者の生活再建を支援するために、義援金の支払いを進めます。

## 【大原ハイツについて】

- ⑩ 本災害で特に人的被害が大きかった大原ハイツの再生に向けては、砂防・治山施設や急傾斜対策事業の早期の整備を国・県に要請するとともに、被災した道路・水路の復旧や部分的な改良を町が行います。
- ⑪ 大原ハイツ全体としては、本災害での避難時における避難路閉塞等の問題が明らかになった点をふまえ、指定避難所までの2方向の避難ルートの確保のための新設道路を整備するとともに、避難誘導看板を設置する等により、安全な避難環境を整備します。
- ⑫ 被災者の住まいの再建に向けて、各種相談会や勉強会を専門家の協力も得ながら開催するほか、再建のニーズに応じた支援策について情報提供し、早期の再建を支援します。
- ⑬ 本災害の経験を記憶し、また亡くなられた住民の慰霊の場として慰霊碑や広場等を大原ハイツ内に整備します。この慰霊の場のあり方については、遺族や大原ハイツ内の住民の意向を反映しながら整備します。
- ⑭ 防災・減災まちづくりの観点から地域のコミュニティのつながりを育むソフト面の取り組みにも目を向けて、土砂災害警戒区域の指定状況等を前提として自主的な勉強会の開催支援や地元の住民による地区防災計画の策定等を通じて避難のあり方を共有し、大原ハイツを安全な「住まいの場」へと再生する取り組みを住民と共に進めます。

## (2) ころろや健康の支援

- ① 県によるスクールカウンセラーの派遣制度を活用し、スクールカウンセラーによる被災した児童、生徒等の心のケアとして、カウンセリングや教職員、保護者への助言等を継続します。
- ② 被災直後から、公衆衛生チーム活動として、避難所での健康管理（健康相談、感染症予防、エコノミー症候群予防、DPATと連携した心のケアなど）や自宅滞在者やみなし仮設及び公営住宅等入居者への家庭訪問による健康状況と要支援者の把握と支援を行いました。
- ③ 被災直後から、要介護者や妊産婦等に対し、町の保健師等の専門職および他県からの支援員による状況確認を行いました。今後は被災者の生活再建と自立を支援するため「地域支え合いセンター」を開設し、見守り、生活支援、地域交流、疾病・介護予防等の促進を図るとともに、関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築します。

表 施策表（1. 住まい・生活の再建） - 1

	実施主体	事業担当部	事業担当課	事業・施策名	実施年度						事業概要	施策番号 [重複]	
					H	R							
					30	1	2	3	4	5			
<b>(1)被災者の住まい・生活再建支援</b>													
1	町	建設部	都市整備課	宅内堆積土砂排除事業	→							町内一円宅内堆積土砂70件	①
2	町	民生部	生活環境課	災害廃棄物処理等業務	→							仮置場（町民グラウンド）の中間処理を行い、町の指定する処分場への搬出及び処分	①
3	町	民生部	生活環境課	家屋等の解体・撤去費用の償還	→							罹災証明の被害の程度が半壊以上の建物の公費解体及び生活環境の保全上緊急的な撤去が必要になり、町に代わって自らの費用で撤去等を行ったものに対する費用償還	①
4	町	建設部	建設課	農地災害復旧事業	→							農地土砂撤去、法面等災害復旧	②
5	町	建設部	建設課	農地施設災害復旧事業	→							農道、ため池、里道・水路災害復旧	②
6	町	総務部	危機管理課	自主再建の支援（冊子配布、相談等）	→							支援ハンドブックの作成、配布	④
7	町	民生部	民生課	住宅応急修理	→							半壊以上の被害を受け、自らの資力では応急修理できない方を対象に、日常生活に必要不可欠な最小限の部分の家屋の修理を行う（限度額58万3千円）	⑤
8	県	建設部	開発指導課	被災者の意向に応じた県営住宅への優先入居の対応	→							仮設住宅への入居支援	⑤、⑦
9	県・町	建設部	開発指導課	応急仮設住宅使用料	→							応急仮設住宅（民間）として提供（R1予算）	⑥
10	町	教育部	学校教育課	就学援助事業	→							被災者に対し、児童・生徒の義務教育の円滑な実施に資するため、就学に要する経費に対し、予算の範囲内で就学援助費を支給する。	⑧
11	町	水道部 建設部	上下水道課	上下水道料金の免除等	→							被災者の上下水道料金の免除及び納入期限猶予	⑧
12	県	総務部	税務課	県税の減免・納税猶予等	→							被災者に課税されている県税を被災状況により減免	⑧
13	町	総務部	税務課	町税の減免・納税猶予等	→							被災者に課税されている町民税、固定資産税、国民健康保険税を被災状況により減免	⑧
14	町	民生部	住民課	国保・後期高齢者医療費の窓口負担免除	→							被災者の病院での窓口負担の免除	⑧
15	町	民生部	住民課	後期高齢者医療保険料の減免	→							被災者に対する後期高齢者医療保険料の免除（H30～R1）	⑧
16	国	民生部	住民課	国民年金保険料の免除	→							住宅・家財などに2分の1以上の損失があった場合、国民年金第1号被保険者で納付が困難な方の保険料を免除	⑧
17	町	民生部	民生課	日常生活用品の支給	→							床上浸水以上の被害を受けた世帯に対し、日用品を支給	⑧
18	町	民生部	民生課	町災害見舞金	→							床上浸水以上の被害を受けた世帯に対し、町から災害見舞金を支給	⑨
19	国・町	民生部	民生課	町災害弔慰金・国災害弔慰金	→							死亡者の遺族に対し、町及び国から災害弔慰金を支給	⑨



## 2. 安全なまちへの復旧・復興

本災害では、道路や河川をはじめ、生活や各種の活動を支える根幹となる各種インフラや各種公共施設も大きな被害を受けました。

今後も、地震をはじめ様々な自然災害が発生する恐れがあり、その災害に備えた安全性の追求は最も重要な課題となっています。

また、本災害により県沿岸部の幹線道路が通行できなくなったことから、広域的な迂回交通が本町に集中したことで慢性的な渋滞が発生しました。本町の広域的な位置を踏まえた広域道路ネットワークの強靱化にも取り組んでいく必要があります。

国や県などの関係機関とも十分に連携しながら、各種インフラ施設や公共施設の早期の復旧に取り組むほか、必要に応じたさらなる機能強化を図る取り組みを進めていきます。

特に、山地・山麓地に囲まれた本町の地形特性からは、住まいの安全性を確保するうえで大切な役割を担う砂防・治山施設の早期整備と、その施設の適切な管理を国・県に要請していきます。

また、減災の観点から、こうした施設の整備と合わせてソフト的な施策も組み込んで、各地区での避難環境を高めていく取り組みも進めることで、安全なまちに向けた復旧・復興を進めていきます。

### (1) インフラの復旧・復興、強靱化

- ① 被災した道路や河川などの既存の土木施設をはじめ、農地および農業用施設や林道の早期復旧を目指します。
- ② 県道の整備による広域幹線道路ネットワークの強靱化は、災害対応の面からも重要な施策であることから、いずれの事業でも県と連携し、早期完成を目指します。
- ③ 町道の新設事業は、県道整備との連携により優先度の高い路線や区間から整備を進めます。
- ④ 町道の改良事業は、離合が困難な区間をはじめ、避難や発災直後の救援ルートとして想定される啓開ネットワーク上優先度の高い路線や区間から実施します。
- ⑤ 国や県が実施する砂防施設や治山施設、急傾斜対策事業は、早期の事業化と完成を要請します。その施設の適切な管理についても適宜、要請し、施設の状態について町や地域住民との情報共有が可能となるような取り組みを進めます。
- ⑥ 水道施設では、出来庭地区の慶神橋の復旧に伴う配水管の布設替えを実施します。
- ⑦ 各種インフラの復旧・復興事業の進捗情報については、町のホームページなどでも公開し、その情報共有に努めていきます。

## (2) 公共施設の復旧・復興

- ① 避難所となる公共施設での避難時の生活環境を高めるため、トイレの洋式化等の施設整備を推進します。
- ② 被災した教育施設である、熊野第二小学校プールは、早期復旧により令和元年6月から従来どおり使用可能となりましたが、引き続き町民グラウンド及び多目的グラウンドの早期復旧に取り組みます。
- ③ 被災した公園・緑地については、復旧を進めます。
- ④ ゆるぎ観音周辺の復旧は「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、地元と一体となって数ヶ年計画での再整備を進めます。
- ⑤ 崩壊のあった林地等については、復旧を進めるとともに、今後の崩壊の防止に努めます。

表 施策表（2. 安全な「まち」への復旧・復興） - 1

	実施主体	事業担当部	事業担当課	事業・施策名	実施年度						事業概要	施策番号 [重複]	
					H	R							
					30	1	2	3	4	5			
<b>(1) インフラの復旧・復興、強靱化</b>													
1	町	建設部	開発指導課	公共土木施設災害復旧工事	→							H30年災河川・道路等の災害復旧工事	①
2	県	建設部	建設課	県管理河川の堆積土砂の浚渫（要望）	→	→	→	→	→	→	→	浚渫箇所を西部建設事務所に要望する	①
3	町	建設部	建設課	町管理河川の堆積土砂の浚渫	→	→	→	→	→	→	→	町管理河川の堆積土砂の浚渫については、適宜対応する	①
4	町	民生部	生活環境課	災害廃棄物処理等業務	→							仮置場（町民グラウンド）の中間処理を行い、町の指定する処分場への搬出及び処分	① [1(1)2]
5	県	建設部	建設課	広域幹線道路網の強靱化 ・（一）瀬野呉線バイパス、（主）矢野安浦線バイパス整備等	→	→	→	→	→	→	→	（主）矢野安浦線川角工区、熊野バイパス工区、 （一）瀬野呉線下深原～上深原工区	②、③
6	町	建設部	建設課・ 開発指導課	避難路整備事業	→	→	→	→	→	→	→	大原ハイツ、葵団地、東部地域防災センター、若宮・桃ヶ台団地、滝ヶ谷団地の避難路整備	④ [1(1)27]
7	国・県	建設部	建設課・ 都市整備課	砂防治山施設整備計画事業（緊急事業、激得事業）	→	→	→	→	→	→	→	砂防17事業、急傾斜1事業、治山17事業	⑤
8	町	水道部	上下水道課	水道施設災害復旧工事	→							7月豪雨で被災した慶神橋の架替工事に伴い、橋梁に添架している水道管の設置・撤去工事を行う。	⑥
9	町	建設部	上下水道課	下水道施設災害復旧工事	→							7月豪雨で被災した慶神橋の架替工事（橋台の設置）に伴う、下水道管渠の設置、撤去工事	⑥

表 施策表（2. 安全な「まち」への復旧・復興） - 2

	実施主体	事業担当部	事業担当課	事業・施策名	実施年度						事業概要	施策番号 [重複]	
					H	R							
					30	1	2	3	4	5			
<b>(2) 公共施設の復旧・復興</b>													
1	町	教育部	学校教育課	熊野町立小中学校体育館トイレ改修工事		→						避難所である体育館のトイレ改修。R1年実施設計、R2年改修工事	①
2	町	教育部	学校教育課	熊野第二小学校プール災害復旧工事	→							熊野第二小学校プールの土砂撤去、早期復旧によりR1年6月より使用可能（H31.4.25完了）	②
3	町	教育部	生涯学習課	町民グラウンド改修工事	→							町民グラウンド原形復旧工事	②
4	町	教育部	生涯学習課	多目的グラウンド土砂浚渫工事	→							多目的グラウンド土砂撤去、法面災害復旧工事	③
5	町	建設部	都市整備課	公園・緑地災害復旧事業	→							柿迫緑地法面災害復旧	③
6	県・町	建設部	都市整備課	ひろしまの森づくり事業		→						ゆるぎ観音周辺森林整備	④
7	町	建設部	都市整備課	林地崩壊防止事業	→							神田緑地・平谷地区林地崩壊防止工事	⑤
8	町	建設部	都市整備課	小規模崩壊地復旧事業	→							火ノ原地区他4箇所小規模崩壊地復旧	⑤

### 3. 災害対応力の強化

本災害での想定を超える降雨による災害は、町が備えていた災害対応力を超えるものとなってしまいました。

避難施設や避難路の配置や、避難所での生活を送る際の施設整備の状況、防災備蓄の量と質などは、必ずしも十分な状況とはいえず、町民には不便な避難生活をお願いすることとなりました。

今後、同様の災害が発生することに備えて、これらの反省や明らかとなった問題点をふまえた上で、国や県とも連携しながら必要なハード整備に取り組むほか、町民にも避難意識の向上や防災知識などの習得、さらには地域での災害対応力を高めていただくことを支援するソフト的な取り組みの充実を図ります。

また、避難情報の提供の仕方や、避難所開設等における町の災害対応体制にも改善すべき点があることが明らかとなりました。

その内容を明らかにしたうえで、町の災害緊急時の危機管理体制についても見直しを図り、自助・共助・公助が調和した災害対応力を構築します。

#### (1) 防災拠点の整備

- ① 町内に防災拠点をバランスよく配置していく地域防災センター整備構想に基づき、東部地域防災センター（仮称）の新規整備を進めていきます。
- ② 中央地域、西部地域では既存集舎施設等を、防災拠点としての機能を備えるよう改修し、町民が避難しやすい拠点施設整備を進めます。
- ③ 避難所となる公民館、町民体育館の機能維持・強化の観点から、熊野町民会館のエレベーター改修や町民体育館のアリーナ照明のLED化等をはじめ、施設の適切な維持管理を進めます。
- ④ 公共施設の跡地活用などにより、自主防災組織や消防団等による防災・減災活動の展開を支援する拠点の整備を図るなど、「共助」と「公助」の連携した活動基盤を整備します。

#### (2) 避難環境の充実

- ① 指定避難所や指定緊急避難場所等の避難先への複数の避難経路が確保され、円滑な避難が可能となるよう、道路の整備を進めます。また、地域防災センター付近をはじめ避難所等への案内看板を設置します。
- ② 本災害での避難所の開設・運営における問題点や改善すべき点を検証し、職員配置や避難所運営マニュアルの見直しなどを行います。
- ③ 本災害での町民の避難行動の実態を明らかにしながら、指定避難所や指定緊急避難場所をはじめとして、地区の実情に即した自主避難先となる場所や施設の充実に向けて、災害時の避難先協定の締結等を活用しながら、本町が支援する取り組みを進めます。
- ④ 多くの町民が長期間にわたって避難する際の、多様な生活ニーズを踏まえ、防災備蓄の充実、避難所での備品を充実します。

- ⑤ 昨今のペット事情や本災害時のペット同伴の避難により発生した問題を踏まえ、ペット同伴での避難を可能とする避難所の運営マニュアルの策定等、施設運用と開設に向けた検討を進めます。
- ⑥ 高齢者や身体障害者等の避難行動要支援者の円滑な避難を実現するために、交通手段の用意等の避難支援策を検討します。
- ⑦ 地域の実情に応じた避難のあり方等を検討し、地域防災計画に位置づける地元主導の「地区防災計画」の策定の取り組みに対して、専門家派遣等の支援を行います。

### (3) 災害に備える取り組みの推進

- ① 地域で住民たちが協力して早めの避難に取り組むために自主防災組織を育成し、避難における自助・共助を強化する契機として、防災マップ作成支援などの新たな財政的支援を行います。
- ② 自発的・能動的に防災に取り組む人材を育成するための防災教育として、児童・生徒への防災教育充実に向け、まず、教職員を対象とした防災研修を行うとともに、地域住民の防災への関心を高める防災講演会を実施します。
- ③ 平成30年度に設置した「防災・減災まちづくり会議」を引き続き開催し、住民主体で自主的に進める減災の取り組みを考え、町と町民との協働による防災・減災対策を推進します。
- ④ 町を構成する様々な機関、団体、そして個人が防災・減災に向けた役割や責務を共有し、災害に強い、安全なまちづくりを進めるため、防災・減災のまちづくりに関する条例の制定に向けた検討を行います。
- ⑤ 土砂災害の危険性を認識してもらうためのハザードマップは、土砂災害防止法に基づく警戒区域等が指定される第一小学校区及び第三小学校区について作成し、町内全域の土砂災害のハザードマップの更新を完了します。
- ⑥ 本災害の追悼式の実施や各公民館等での被災写真展示など、犠牲者を追悼するとともに、豪雨災害の記録と教訓の継承に取り組みます。
- ⑦ 災害発生に伴う環境対策として、今後発生する恐れのある地震・台風・風水害等を想定した、災害廃棄物処理計画を策定します。
- ⑧ 県管理河川への危機管理型水位計の設置を要望し、豪雨時等において、水位を迅速に観測できるよう、体制の整備に取り組みます。
- ⑨ 第6次熊野町総合計画では、大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりを推進するとともに、「いのち」の保護」をまちづくりのベースとして計画を策定します。
- ⑩ 都市計画マスタープランなどの上位計画の改定等において、災害歴や災害発生の危険性等を踏まえて計画を策定します。

#### (4) 危機管理体制の見直し・強化

- ① 本災害での経験や反省を踏まえた上で、災害時の危機管理体制強化の視点に立って地域防災計画の見直しを行います。
- ② 業務継続計画を策定し、災害緊急時での災害対策本部となる町組織の分掌事務の内容や職員の行動手順等を定めたマニュアルを見直します。
- ③ 災害時に各対応の中心となる町職員に対して、危機管理意識の向上や適切な行動対応が可能となるよう、研修等の充実を図ります。
- ④ 本災害での対応において、応援自治体からの協力が大きな力となったことを踏まえ、近隣、広域の自治体との緊密な交流を図りつつ、災害時の協力協定の締結等を進めていきます。
- ⑤ 企業や地域、ボランティアとの緊密な連携が必要となる場合もあることから、災害時における協力体制が可能となるよう準備を進めます。
- ⑥ 町民への避難情報の発信については、町の特性を踏まえた判断基準の見直しや、避難行動を促す「伝わりやすさ」に配慮して、様々な情報媒体を活用した伝達方法を検討する等により、迅速で確実な情報伝達の仕組みを構築します。

#### (5) 速やかな避難支援の取り組み

- ① 町民への避難情報の発信・発令については、本町の特性を踏まえた判断の基準や体制の見直しとともに、避難行動を促す「伝わりやすさ」に配慮して、町ホームページや様々な情報媒体を活用した伝達方法を検討する等により、速やかな避難行動を支援します。
- ② 自然災害や非常事態に対する避難情報の伝達手段のひとつである、防災行政無線のデジタル化事業の見直しを行い、令和2年度までに更新します。
- ③ 平時において要配慮者の確認や避難時に支援が必要となる避難行動要支援者名簿の作成更新を進め、地域の自主防災組織や近隣住民とも協力しながら、逃げ遅れる人が出ない避難体制の構築に向けた取り組みを進めます。
- ④ 高齢者や身体障害者等の避難行動要支援者の円滑な避難を実現するために、交通手段の用意等の移動支援策を検討します。
- ⑤ 山裾など、町内でも特に土砂災害の被害が大きくなる特別巡回地区では、避難路の拡幅等を重点的に取り組み、地域での自助・共助による円滑で安全な避難を支援します。
- ⑥ 新たに作成を進めているハザードマップを活用し、避難時の行動を事前に確認する等、自治会、自主防災組織単位での避難訓練を実施します。



表 施策表（3. 災害対応力の強化） - 2

	実施主体	事業担当部	事業担当課	事業・施策名	実施年度						事業概要	施策番号 [重複]	
					H	R							
					30	1	2	3	4	5			
6	町	総務部	総務課	防災・減災条例起草委員会		→						防災・減災条例（仮称）の制定にあたり、町民を含む委員で構成する起草委員会を設置し、条例案の検討を行う	④
7	町	総務部	危機管理課	ハザードマップ作成		→						県の基礎調査結果を基に、小学校区ごとにハザードマップを作成する（第4小学校区は、H29年作成）	⑤
8	町	総務部	危機管理課	追悼式の開催			→	→				平成30年7月豪雨の犠牲者の御霊を弔うとともに、町の復興に向けた決意を表すため、追悼式を開催する	⑥
9	町	総務部	危機管理課	被災史の作成				→				災害を風化させることなく後世へ継承するため、被災史を作成する	⑥
10	町	民生部	生活環境課	災害廃棄物処理計画の策定		→						熊野町地域防災計画、広島県災害廃棄物処理計画等の関連計画と整合を図り実効性の高い計画を作成する	⑦
11	町	総務部	危機管理課	危機管理型水位計の設置要望		→						県管理河川に機器管理型水位計の設置を要望する（熊野川2箇所）	⑧
12	町	総務部	総務課	第6次総合計画の策定		→						「”いのち”の保護」をまちづくりのベースとした総合計画の策定	⑨
13	町	建設部	都市整備課	都市計画マスタープランの改定		→						本災害等の災害歴や災害発生の危険性等を踏まえた都市計画マスタープランの改定	⑩
<b>(4) 危機管理体制の見直し・強化</b>													
1	町	総務部	危機管理課	地域防災計画の見直し		→	→	→				地域防災計画について、国、県の防災計画に基づき計画を見直す	①
2	町	総務部	危機管理課	災害緊急時の職員配置・参集のあり方検討		→	→	→				業務継続計画（BCP）を策定し、緊急時における職員の参集体制を見直す	②
3	町	総務部	危機管理課	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し		→	→	→				避難勧告等の判断・伝達マニュアルを随時見直し、避難情報の伝達訓練等を行う	②
4	町	総務部	危機管理課	災害時の業務マニュアル、タイムラインの策定と訓練		→	→	→				各担当におけるマニュアルを作成し、訓練を実施する	②
5	町	総務部	危機管理課	職員の危機管理意識の向上		→	→	→				職員を対象とした危機管理研修を実施する	③
6	町	総務部	危機管理課	災害時応援協定の拡充		→	→	→				他の自治体や民間事業所との災害時応援協定を締結する	④、⑤
7	町	総務部	危機管理課	防災情報システムの導入		→						（防災行政無線デジタル化実施工事に含む）	⑥

表 施策表（3. 災害対応力の強化） - 3

	実施主体	事業担当部	事業担当課	事業・施策名	実施年度						事業概要	施策番号 [重複]
					H		R					
					30	1	2	3	4	5		
<b>(5)速やかな避難支援の取り組み</b>												
1	町	総務部	危機管理課	災害情報伝達方法の工夫		→					WEBやSNS、防災アプリ等、最新技術による災害情報発信 (防災行政無線デジタル化実施工事に含む)	①、②
2	町	総務部	危機管理課	情報収集体制の整備		→					防災WEB、メッシュ情報や最新技術の利用 (防災行政無線デジタル化実施工事に含む)	①、②
3	町	総務部	危機管理課	避難情報発令体制の整備		→					発令の基準の単純化、迅速化、処理能力強化 (防災行政無線デジタル化実施工事に含む)	①、②
4	町	総務部	危機管理課	防災行政無線デジタル化実施工事		→					防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式への移行及び多メディアによる避難情報等の伝達手段の確保を行う	②
5	町	民生部	高齢者支援課	避難行動要支援者等の要配慮者情報の提供と支援のあり方検討		→					マニュアルを策定することにより、各組織での個人情報の取扱い及び管理、また個別計画の策定に向けた取組みなどを示す	③
6	町	民生部	高齢者支援課	避難行動要支援者名簿の更新・管理・活用		→					災害が発生した時又は発生する恐れがある時に、避難行動要支援者名簿を事前に避難支援等関係者等に提供し、平常時からの支援を行うとともに個別計画の策定などを行い、名簿を有効に活用すること	③
7	町	建設部	建設課・開発指導課	避難路整備事業		→					大原ハイツ、葵団地、東部地域防災センター、若宮・桃ヶ台団地、滝ヶ谷団地の避難路整備	⑤ [2(1)6]
8	町	総務部	危機管理課	自主防災組織が実施する訓練に対する支援		→					自主防災組織が実施する避難訓練や伝達訓練などへの協力、支援（ハザードマップを活用した図上訓練の実施）	⑤、⑥

## 4. 定住・交流・関係人口の増加

本町は、その広域的な立地条件や熊野筆に代表される長い歴史を有する地域の魅力、豊かな自然と落ち着いた土地柄に支えられて発展をしてきました。今後も地域社会を維持継承し、地域を持続的に発展させていくためには、新たな定住人口の受入れや、観光や仕事をはじめとする一時的、定期的な来町による交流人口及び本町と多様に関わる関係人口を増加させることが重要です。

しかしながら、本災害は、落ち着いた土地柄と思われていた本町にも災害発生の危険性があることを改めて認識させる出来事となりました。

定住人口や交流人口の増加においても、地域の安全性が確保されていることは最も根本となるものです。さらには災害ボランティアやふるさと納税による支援者など本町とのつながりがある人々を活かして関係人口の増加を図ることも大切となります。

このことを踏まえ、定住・交流・関係人口の増加に向けた取り組みは、本災害からの復旧、復興における「安全性」の強化向上に資する様々な取り組みと並行して進めていくこととします。

### (1) 定住人口の増加

- ① 「こども地域見守りネットワーク事業」を実施し、地域の協力事業者等と連携し、日常の業務の中で、見守り、声かけ、安否確認、緊急事態への対応等を行うことにより、地域全体で子育て家庭等に寄り添い、必要な支援につなげていく体制を整備します。
- ② くまの・こども夢プラザでは、子育て支援センター事業として、育児相談、各種講座、ファミリーサポートセンター事業等を引き続き実施するとともに、移住・定住情報の発信等の実施、夢プラザフェスタの開催など、移住・定住情報発信拠点としての機能の充実を図ります。
- ③ 保育所の運営に関して、令和元年10月から、幼児教育・保育無償化に伴い、保育所は0歳児から2歳児の住民税非課税世帯と3歳児から5歳児、幼稚園は3歳児から保育料を無償とすることなどから、高まることが予想される保育ニーズの把握に努めます。

### (2) 交流・関係人口の増加

- ① 筆産業の振興と筆文化の継承を目的として建設した「筆の里工房」は、本町の重要な観光施設であるため、ミュージアムとしての機能の保全と向上、来館者の快適性の向上のために計画的に施設の改修を進めます。
- ② 観光交流人口を増やすために、筆の里工房一帯を観光交流拠点公園「筆の里ふでりんパーク（仮称）」として整備し、「筆の文化」の発信や、町民の憩いの場として、また、来町した「観光客」と町民との交流が生まれる空間を創出します。
- ③ 平成28年にくまの産業団地で操業を開始した事業所に対し、固定資産税と同額の企業立地奨励金を引き続き交付し、雇用の確保や産業を通じた交流のための機能の維持を図ります。
- ④ 新たな観光コンテンツの育成・開発、官民協働による「観光づくり」を推進するための事業を展開し、本町の新たな魅力発掘と観光資源開発に取り組みます。

- ⑤ ふるさと納税やSNS等幅広いツールにより熊野町を応援・PRしていただける関係人口を増やし、多種多様かつ継続的なつながりにより、町が発展していくことを目指します。

表 施策表（4. 定住・交流・関係人口の増加）

	実施主体	事業担当部	事業担当課	事業・施策名	実施年度						事業概要	施策番号 [重複]
					H	R						
					30	1	2	3	4	5		
<b>(1) 定住人口の増加</b>												
1	町	民生部	子育て・健康推進課	熊野町子ども地域見守りネットワーク事業							地域の協力事業者等と連携し、日常の業務の中で、見守り、声かけ、安否確認、緊急事態への対応等を行うことにより、地域全体で子育て家庭等に寄り添い、必要な支援につなげていく体制を整備する	①
2	町	民生部	子育て・健康推進課	くまの・子ども夢プラザ管理運営事業							移住・定住情報の発信等の実施、夢プラザフェスタの開催など、移住・定住情報発信拠点としての機能の充実を図る	②
3	町	民生部	子育て・健康推進課	幼児教育・保育の無償化							保育所は0歳児から2歳児の住民税非課税世帯と3歳児から5歳児、幼稚園は3歳児からの保育料の無償化による保育ニーズを把握する	③
<b>(2) 交流・関係人口の増加</b>												
1	町	総務部	地域振興課	筆の里工房の施設の計画的な改修							町の観光拠点施設として、「筆の里工房」を計画的に改修し、筆文化の継承を図る	①
2	町	建設部	建設課・地域振興課	筆の里ふでりんパーク（仮称）の整備							筆の里工房と一体となった、公園空間、体験交流施設、産直市施設などを整備	②
3	町	総務部	地域振興課	企業立地奨励金の支給							くまの産業団地で操業を開始した事業所に対し、固定資産税と同額の企業立地奨励金を支給する	③
4	町	総務部	地域振興課	定住・交流人口拡大のための「プラント」の確立							各種イベントや各種広報媒体を利用し、県内外に向け熊野町の魅力等を継続的に発信していく	④
5	町	総務部	総務課	ふるさと納税の促進							ふるさと納税を通じ、地元特産品のPRや町内産業の活性化を図り、まちの魅力を発信するとともに、まちの応援者を増やす	⑤

## VII 計画の推進

計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、計画－実行－点検・評価－見直しを着実に進めていくPDCAサイクルの手法を用いて、施策の実現と改善を行っていきます。

定期点検・評価にあたっては、進捗状況と事業効果を把握して年次評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

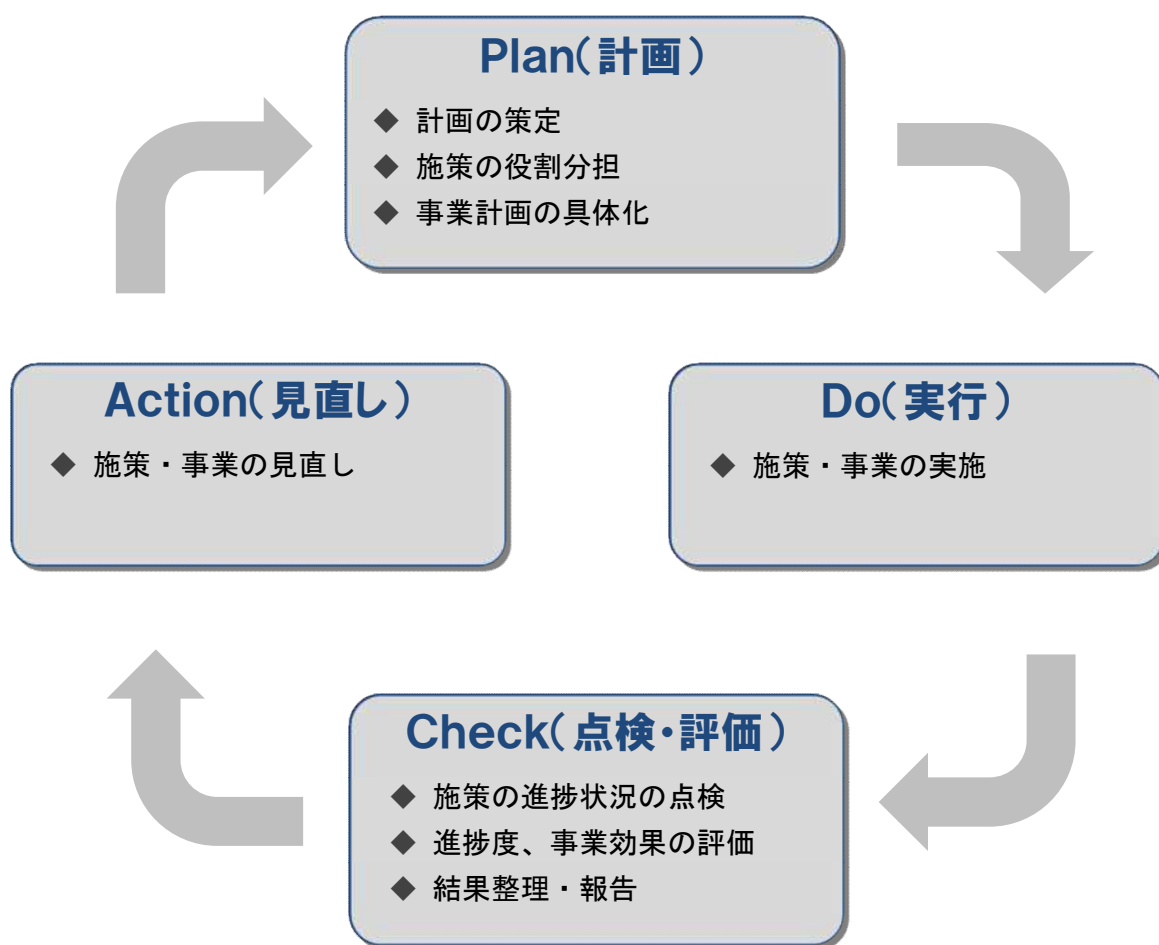


図 PDCAサイクルによる進行管理

本災害では、防災に関する様々な課題が浮き彫りになりました。それらを整理の上、改善し、次世代へ伝えていく必要があります。

また、本町まちづくりの根幹となる計画として、今後策定する、『第6次熊野町総合計画』や『熊野町都市計画マスタープラン』では、防災減災の観点での検討を十分に行い、様々な施策に位置づける方向で策定を進めていきます。

まずは復興計画を軌道に乗せて、復旧事業のスピードを加速させ、国や県と連携を図りながら、今後の復興とともに強靱なまちづくりを進めてまいります。

---

## 熊野町災害復興計画

令和元年9月

---

発行 広島県熊野町（危機管理課）  
〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
TEL 082-820-5600（代表） FAX 082-854-8009  
<http://www.town.kumano.hiroshima.jp>